

議案番号	第4号
上程 年月日	2020.3.30. (第26次)

報告事項

2020年知的財産問題の政策化
推進計画（案）

(仮訳)

国家知識財産委員会

提出者	<ul style="list-style-type: none">・企画財政部長官・科学技術情報通信部長官・文化体育観光部長官・産業通商資源部長官・保健福祉部長官・中小ベンチャー企業部長官・金融委員会委員長・食品医薬品安全処長・特許庁長	<ul style="list-style-type: none">ホン・ナムギチェ・キヨンパク・ヤンウソン・ユンモパク・ヌンフパク・ヨンソンウン・ソンスイ・イギョンパク・ウォンジュ
提出 年月日	2020.3.30.	

(仮訳：日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所)

本仮訳は、国家知識財産委員会が発表した「2020年知的財産問題の政策化推進計画（案）（2020年3月30日）」をジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文をご確認ください。

(<http://www.ipkorea.go.kr>)

【免責条項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

1. 報告主文

- 「2020年知的財産問題の推進計画（案）」を別紙のように議決する

2. 提案理由

- 国家知識財産委員会傘下5つ(*)の専門委員会が発掘した2020年度知的財産の主要問題とそれに対する関係部処の検討意見および推進計画を報告する

*創出、保護、活用、基盤、新知識

*2015～2019年知的財産政策問題に対する関係部処の推進現況を含む(添付2参照)

3. 主要内容

イ. 推進経過

- 2020年知的財産政策問題の発掘・研究(2019年4月～11月、計10問題)
- 2020年知的財産政策問題の中間点検会議(2019年9月27日、10月4日、10月7日、3回開催)
- 2020年知的財産政策問題の総合発表会(2019年11月7日)
- 関係部処の検討意見および政策化推進計画(または代案)の提出(2020年1～3月)

専門委員会	政策化課題	関係部処
創出	1. グローバル環境変化による IP 中心対応システムの構築に関する方策	産業部 中企部 特許庁
	2. パテントボックス制度の設計および改善方向	企財部 特許庁
保護	3. 職務発明補償金の算定において、新たな「使用者の利益額」の算定法理を提示	特許庁
	4. 公共機関の SW ライセンス運営方策の点検およびガイド	文体部
活用	5. IP 基盤創業の成功要因分析による革新創業の先導モデルを樹立	中企部 特許庁
	6. 職務上著作物の法制度の改善方策	文体部
基盤	7. 第四次産業革命時代に相応しい実用新案制度の改善方策	特許庁
	8. 初期の中小ベンチャー企業の支援に向けた知的財産の特例上場制度の導入	中企部 金融委 特許庁
新知識	9. ビッグデータの保護および活用促進に向けた法的問	科技情通部

	題	文体部 特許庁
	10. 韓国製薬会社の米国 First Generic の独占権を確保するための政策を提案	食薬処 福祉部 特許庁

ロ. 問題別主な提案内容および関係部処の推進計画(案)

問題1 グローバル環境変化による IP 中心対応システムの構築に関する方策

○(提案内容) グローバル IP 支援戦略を強化し、海外現地に IP 専門家を派遣するなどの新産業分野における海外市場への進出および現地化支援の拡大

⇒(推進計画 1) KOTRA(大韓貿易投資振興公社) IP-DESK(海外知識財産センター)(*)と協力法律事務所を連結して現地進出中小企業の需要に対応(特許庁)

*知財権(商標、デザインなど)侵害調査および法律検討などの支援(中国、タイ、日本、ドイツ、米国など 16 ヶ所)

(推進計画 2) グローバル技術事業化センターを通じた海外技術の需要・市場調査、現地パートナーの発掘などグローバル技術事業化のコンサルティング支援(産業部)

(推進計画 3) 中小企業技術イノベーション開発支援事業のうち、輸出志向型課題に IP R & D 樹立支援を義務として適用し運営(中企部)

問題2 パテントボックス制度の設計および改善方向

○(提案内容) 開発された技術を事業化して企業の生産品に競争力を高める方策としてパテントボックス(*)の導入を提案

*特許などを適用した製品の販売所得に対する法人税を減免してあげる制度

⇒(推進計画) 特許費用に対する租税支出の予備妥当性の評価推進(特許庁)

問題3 職務発明補償金の算定において、新たな「使用者の利益額」の算定法理を提示

○(提案内容) 通常実施料と専用実施料を比較し、韓国に適合した実施料率を算定するなど、職務発明補償金の算定時に明確な基準を設ける

⇒(推進計画) 実施料率に対する明確な定義と米国・ドイツ・日本の実施料率算定方式および紛争判例を検討(特許庁)

問題4 公共機関の SW ライセンス運営方策の点検およびガイド

○(提案内容) SW ライセンス紛争事例(*)の検討を通じた SW ライセンス運営ガイドの作成、保有 IT 資産の実査および実態把握のための IT 資産管理システムの導入

* (例示) SW 供給会社の買収による価格再策定(農協-IBM(インフォミックス))、契約書の解釈上の異見(ハナ銀行-MS、外換銀行-MS)、SW 監査不応(韓国電力公社-SAP)など

⇒(推進計画 1)機関の実情に合うライセンス導入のためにサーバ SW ライセンスの管理および使用ガイドの制作・配布(文体部)

(推進計画 2)公共機関用の SW 統合管理システムを構築し、公共機関の SW 使用実態を点検・監督できる管理体系を構築(特許庁)

問題 5 IP 基盤創業の成功要因分析による革新創業の先導モデルを樹立

○(提案内容)創業者のアイデアと公共研究機関技術特許のマッチング、IP 基盤社内ベンチャーの設立および事業性が高い修士・博士の論文に対する IP 確保支援など

⇒(推進計画 1)特許検索・分析を通じて予備創業者およびシニアの創業アイデアを製品化・事業化できる特許技術を提供(特許庁)

(推進計画 2)企業退職(予定)者に該当企業の特許技術を投資の形態で提供して分社創業を支援(特許庁)

問題 6 職務上著作物の法制度の改善方策

○(提案内容)基本的に職務上著作物の著作権を創作者(勤労者)に帰属させ、ゲーム、SW 著作物などの分野に対しては、業界特性を反映した標準契約書を作成・普及

*勤労者が法人などの企画のもとで、業務に関連し、作成した著作物(例示:ゲーム、SW など)

⇒(推進計画 1)職務上著作物の著作権帰属主体に対する検討(文体部)

(推進計画 2)職務上著作物関連のガイドラインおよび標準契約書の導入のために著作物を分野別に職務上著作物関連現況を把握して利害関係者などの意見収斂(文体部)

問題 7 第四次産業革命時代に相応しい実用新案制度の改善方策

○(提案内容)SW 技術(*)などを実用新案保護対象に拡大し、実用新案の審査手続きの簡素化および実用新案登録要件の緩和

*現在、SW 技術の大半は、方法クレームを中心に記述されており、物のクレームだけが認められる実用新案制度により保護を受けることが難しい

問題 8 初期の中小ベンチャー企業の支援に向けた知的財産特例上場制度の導入

○(提案内容)指定機関(*)から、技術価値評価および上場同意を得た企業は、指定アドバイザー(**)の選任なしに KONEX 市場の上場を推進、KONEX 市場の優秀 IP 企業は、技術特例上場(***)により KOSDAQ 市場への上場ができるようロードマップを提示

*技術移転法第 35 条により、指定した技術価値評価機関(技術保証基金、発明振興会知識財産評価センターなど)

**KONEX 上場企業に対する公示・申告業務を代理して投資者に十分な情報を提供する証券社など

***技術力が優秀な企業が収益性の要件を満たせなくても外部検証機関の審査を通じて KOSDAQ 上場

⇒(推進計画 1)KONEX 市場の上場規定改正、KONEX 市場の技術専門評価機関に「知識財産

専門評価機関」の追加方策を検討(金融委)

(推進計画 2) 優秀知財権保有企業の KOSDAQ 市場に必要な知財権価値評価の費用支援を推進(特許庁)

問題 9 ビッグデータの保護および利用促進に向けた法的研究

○(提案内容) 情報解析に必要な著作物の複製・翻案の許容、データ取引契約の類型別ガイドラインの制定、データプラットフォームの高度化およびビッグデータに対する不正取得・使用・公開行為の法的制限など

⇒(推進計画 1) データマイニングの過程における著作権侵害免責の規定新設、ビッグデータ類型別の複製権侵害に対する著作権制限規定の新設など著作権法の改正検討(文体部)

(推進計画 2) データストアなどの他のプラットフォームと連携できるよう、標準の高度化、データ取引ガイドラインの配布、取引原則・基準などを作成(科技情通部)

問題 10 韓国製薬会社の米国 First Generic 独占権を確保するための政策を提案

○(提案内容) 米国のファストジェネリック(*)挑戦事例の成功分析、米国医薬品への特許挑戦時期、ジェネリック許可申請の時期、特許権の無効可能性を判断できるデータベースの構築

*米国 FDA で特許機関が終了した医薬品の複製・販売を承認する初の複製薬品

⇒(推進計画 1) 米国医薬品の許可・特許連携制度(*)の活用およびファストジェネリック承認事例の調査・分析研究の推進(食薬処)

*医薬品特許存続期間の間、複製薬品(Generic)の市販禁止、存続期間の間、複製薬の市販許可を申し込んだ者の身元を特許権者に通報

⇒(推進計画 2) 政府・製薬バイオ協会・製薬社間で協議体を構成して政策的支援可能性を検討(福祉部)

4. 今後の計画

○2020 年知的財産問題の政策化推進(2020 年 4 月～、関係部処)

○2020 年知的財産政策推進現況報告(2021 年 3 月、国家知識財産委員会)

別添

2020 年知的財産問題の政策化推進計画（案）

2020. 3. 30.

国家知識財産委員会

目次

I. 2020年知的財産問題の発掘概要	1
II. 2020年知的財産問題の発掘経過	2
1. 総括	2
2. 専門委員会別の推進経過	4
III. 2020年知的財産問題の政策化推進計画	9
III. 今後の推進計画	27
[添付1] 2020年知的財産問題の主要内容	28
[添付2] 2015～2019年知的財産問題の政策化推進現況	73

I. 2020年知的財産問題の発掘概要

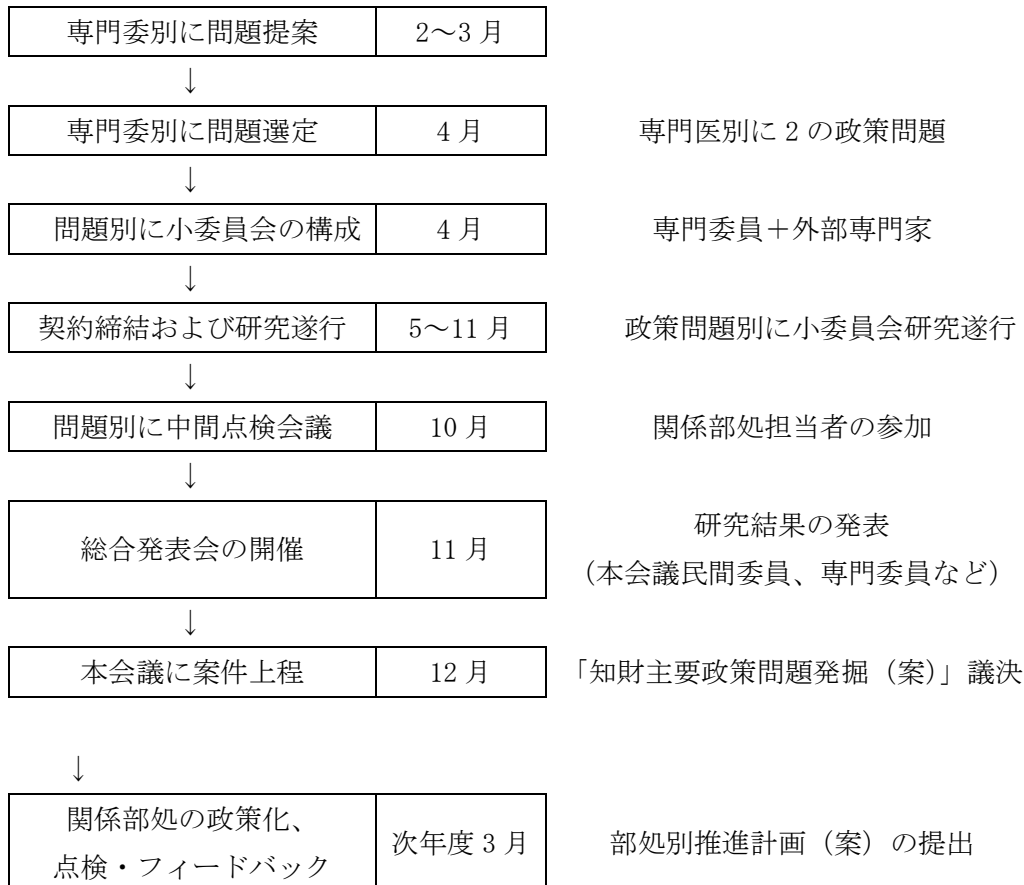
□ 推進目的

- 知的財産（IP：Intellectual Property）政策問題の発掘-討論-諮問-政策化を通じた国家知識財産委員会の政策諮問機能の強化
- 5の専門委員会（創出・保護・活用・基盤・新知識）で発掘・研究した知識財産問題別政策課題を関係部処に提案し政策化の推進

□ 推進内容

- （5の専門委員会）委員が専門知識と現場経験を背景に主導的・自律的に政策問題を発掘
 - * 委員ワークショップ、小委員会の活動などを通じて知識財産の懸案および主要アジェンダを共有・議論し、政策方向を関係部処に諮問（2014年テスト運営後、2015年から定例化）
- （関係部処）導出された問題（案）に対する内容検討および政策化の推進

□ 推進体系



II. 2020 年知的財産問題の発掘経過

1	総括
---	----

□政策問題の発掘および小委員会の構成（2019年2～4月）

○5の専門委員会で計10の政策問題を選定

○問題別に小委員会の構成、計37名が研究参加（専門委員29名、外部専門家8名）

□専門委員会および小委員会の政策研究活動（2019年5～11月）

○5の専門委員会で計20回の検討会議開催

○10の小委員会で計22回の研究会議開催

□2020年知識財産政策問題の中間点検会議（2019年9月27日、10月4日、10月7日小委員会別に開催）および総合発表会（2019年11月7日）

[新型コロナウイルス関連の企業に対する営業秘密保護の支援内容]

知識財産政策問題の提案内容	関連部処
1. グローバル環境変化による IP 中心対応システムの構築に関する方策	
1-①グローバル IP 支援戦略の強化および海外現地に IP マーケットの専門家派遣	産業部 中企部 特許庁
1-②新産業分野における海外市場への進出および現地化支援の強化	
2. パテントボックス制度の設計および改善方向	
2-①政府 R&D 事業の連携型、サンドボックスの連携型、戦略産業技術の能力振興型パテントボックス制度の適用	企財部 特許庁
2-②大企業と中小企業のパテントボックス適用法人税の差別化および大企業租税支援方向の切り替え(研究開発支援 → 技術事業化促進)	
3. 職務発明補償金の算定において、新たな「使用者の利益額」の算定法理を提示	
3-①韓国に適合した実施料率を算定した上、通常実施料および専用実施料を比較し寄与率を算定	特許庁
3-②発明者間の相互作用、認知または結合が存在する場合は共同発明者性を認定し、請求項の特徴的構成要素を基準に寄与度を算定	
4. 公共機関の SW ライセンス運営方策の点検およびガイド	
4-①ライセンス紛争事例比較の検討を通じて SW ライセンス運営ガイドの作成	文体部
4-②IT 資産管理システムの導入を通じた保有 IT 資産の実査および使用実態の把握	
5. IP 基盤創業の成功要因分析による革新創業先導モデルを樹立	
5-①創業者アイデアと公共研究機関の技術特許のマッチングを通じて IP ビジネスモデルを樹立	中企部 特許庁

5-②国内外知識財産権保有企業の IP 基盤社内ベンチャー設立支援を通じた収益モデルの多様化	
5-③事業性・特許性が高い修士・博士論文に対する IP 確保、BM 樹立などの創業支援	
6. 職務上著作物の法制度の改善方策	
6-①著作権を著作者個人に帰属するものの、法人などが著作財産権の承継を受けられる手続きを保障	文体部
6-②ゲーム、SW 著作物などの分野は業界の特性を反映した標準契約書を普及	
7. 第四次産業革命時代に相応しい実用新案制度の改善方策	
7-①SW 技術の特性を考慮し、物品性不足の理由で拒絶されないよう実用新案の対象を拡大	特許庁
7-②審査請求制度を廃止することで実用新案の簡素化推進、実用新案登録の出願に対しては優先審査に準ずる処理期間を保障	
7-③新規性だけを要件とするか、または低い水準の進歩性要件を設けるなど実用新案登録の要件を緩和	
8. 初期の中小ベンチャー企業の支援に向けた知的財産特例上場制度の導入	
8-①指定された機関の技術価値評価と上場の同意を得た企業は、指定アドバイザーの選任なしに KONEX 市場の上場を推進	中企部 金融委 特許庁
8-②KONEX 市場に上場した優秀知財権の保有企業は、技術特例上場で KOSDAQ 上場が可能になるようロードマップを提示	
9. ビッグデータの保護および活用促進に向けた法的問題	
9-①情報解析に必要な範囲に限って著作物の複製・翻案を許容	科技情通部 文体部 特許庁
9-②データプラットフォームの高度化を通じたデータ相互連携・互換のための標準樹立および品質管理	
9-③データ取引契約の類型別ガイドラインの制定、民間主導のデータ取引所設立に関する法的根拠と運営規定を構築	
9-④ビッグデータに対する不正取得・使用・公開行為を、不正競争行為として規律	
10. 韓国製薬会社の米国 First Generic 独占権を確保するための政策を提案	
10-①米国 First Generic への挑戦成功事例の分析およびイスラエル・インド政府の政策的支援策を把握	食薬処 福祉部 特許庁
10-②政府-関連協会-製薬会社間の戦略的協力を通じて独占権確保を失敗した時のリスクと成功した時の薬価変更に係る対応策を講ずる	
10-③米国医薬品の特許挑戦時期とジェネリック許可の申請時期、特許権の無効可能性などを判断できるデータベースの構築および提供	

2	専門委員会別の推進経過
----------	--------------------

□知識財産創出専門委員会

○専門委員会の開催：5回

－政策問題を主題に議論(2月12日)、政策問題の提案発表および意見収斂(4月4日)、
小委員会別の研究主題発表(4月30日)、中間点検(9月20日)、最終点検(10月24日)

○小委員会の開催：個別課題別に随時開催

－1小委：計2回(5月13日、8月2日)

－2小委：計2回(7月31日、9月27日)

＜問題別小委員会の構成現況＞

政策問題		姓名	所属	職責	備考
1 小 委	1. グローバル環境変化によるIP中心対応システムの構築に関する方策	ノ・インソプ	ソウル科技大 化工バイオ工学	教授	小委員長 (専門委員)
		イ・ガンミン	特許法律事務所 アイン	弁理士	専門委員
		パク・イルス	韓国生産技術研究院	部長	専門委員
		ファン・ソンヨン	東亜大学	研究教授	専門委員
		ジョ・イルグ	情報通信技術振興センター	チーム長	専門委員
		ジョ・ヒョンジョン	韓国科学技術企画評価院	センター長	専門委員
		キム・ギルヘ	Tech BI(株)	代表理事	活用専門委員
2 小 委	2. パテントボックス制度の設計および改善方向	パク・ジェミン	建国大技術経営学	教授	小委員長 (専門委員)
		イム・ユン Chol	(株)技術と価値	代表理事	専門委員
		ジョン・ハンスン	(株)アモーレパシフィック	弁理士	専門委員
		オム・ボヨン	韓国保健産業振興院	本部長	専門委員
		ソン・ジョンミン	Global Future Group	代表	専門委員
		ゴ・ヨンギョン	(株)アイディハウス	代表理事	専門委員
		イ・ヨンデ	Wannabe 特許法律事務所	代表弁理士	専門委員
		ジョ・サンギョ	韓国知識財産研究院	専門委員	外部専門家

□知識財産保護専門委員会

○専門委員会の開催：4回

- －政策問題発掘に対する議論（1月29日）、小委員会の着手報告（2月28日）、政策問題別推進計画の報告（4月9日）、政策問題の中間報告（7月9日）

○小委員会の開催：個別課題別に随時開催

- －1小委：計2回（5月18日、6月7日）
- －2小委：計1回（5月28日）

<問題別小委員会の構成現況>

政策問題		姓名	所属	職責	備考
1 小 委	3. グローバル環境 変化による IP 中心対 応システムの構築に 関する方策	ジョン・チャホ	成均館大 法学専門大学院	教授	小委員長 (専門委員)
		ムン・リョファ	成均館大 法学研究院	博士課程	専門委員
2 小 委	4. 公共機関の SW ラ イセンス運営方策の 点検およびガイド	ジョ・ヨンフン	韓国ソフトウェ ア産業協会	室長	小委員長 (専門委員)
		ムン・ソンヨン	淑明女大 法学部	教授	専門委員
		ヤン・ギョンソク	韓国ソフトウェ ア著作権協会	室長	外部専門家

□知識財産活用専門委員会

○専門委員会の開催：4回

－政策問題発掘に対する議論（2月14日）、政策問題の着手報告および意見収斂（4月18日）、中間点検（9月4日、9月18日）、最終点検（10月22日）

○小委員会の開催：個別課題別に随時開催

－1小委：計1回（5月24日）

－2小委：計3回（4月18日、5月14日、9月17日）

<問題別小委員会の構成現況>

政策問題		姓名	所属	職責	備考
1 小 委	5. IP 基盤創業 の成功要因分析 による革新創業 の先導モデルを 樹立	ジョン・ミョンソン	牧園大知識財産学	教授	小委員長 (専門委員)
		キム・ホウォン	ソウル産学協力重点	教授	専門委員
		イ・ジェホン	韓国特許戦略開発院	チーム長	外部専門家
2 小 委	6. 職務上著作 物の法制度の改 善方策	ソル・ジヘ	法務法人和友	弁護士	小委員長 (専門委員)
		キム・ミヒョン	映画振興委員会	課長	専門委員
		ソン・ソプヒ	弘益大産業美術大学院	教授	専門委員

□知識財産基盤の専門委員会

○専門委員会の開催：4回

－政策問題発掘に対する議論（2月12日）、政策問題着手現況の共有（5月3日）、政策問題の中間点検（6月20日）、政策問題推進状況の中間点検（9月4日）

○小委員会の開催：課題別に随時開催

－1小委：計2回（4月16日、6月4日）

－2小委：計3回（4月22日、5月15日、7月10日）

<問題別小委員会の構成現況>

政策問題		姓名	所属	職責	備考
1 小 委	7. 第四次産業革命時代に相応しい実用新案制度の改善方策	パク・ジンソク	特許法人多来	弁理士	小委員長 (専門委員)
		パク・ユヨン	特許法人ダナ	弁理士	専門委員
2 小 委	8. 初期の中小ベンチャー企業の支援に向けた知的財産特例上場制度の導入	イム・ジュンヨン	東国大機械工学	教授	小委員長 (専門委員)
		キム・ヒョソン	ヒョソン国際特許法律事務所	弁理士	外部専門家
		ファン・ジス	キウム証券	弁護士	外部専門家

□新知識財産専門委員会

○専門委員会の開催：3回

－政策問題の課題選定（2月13日）、研究方向の共有（5月2日）、中間点検（9月4日）

○小委員会の開催：個別課題別に随時開催

－1小委：計4回（4月17日、5月2日、6月17日、8月7日）

－2小委：計2回（4月12日、6月3日）

<問題別小委員会の構成現況>

政策問題	姓名	所属	職責	備考	
1 小 委	9. ビッグデータの保護および活用促進に向けた法的問題	ソン・スンウ	中央大産業保安学科	教授	小委員長 (専門委員)
		キム・ザヒョン	榊幅の深さ	代表	専門委員
		ジョン・ウォンジュン	情報通信政策研究院	博士	外部専門家
2 小 委	10. 韓国製薬会社の米国First Genericの独占権を確保するための政策を提案	キム・ジウォン	緑十字	部長	小委員長 (専門委員)
		キム・ユンホ	ハンミ薬品	特許チーム長	保護専門委員
		パク・ソンミン	HnL 法律事務所	弁護士	外部専門家

III. 2020 年知的財産問題の政策化推進計画

1 グローバル環境変化による IP 中心対応システムの構築に関する方策

- 国別の主要技術および有望 IP 市場の動向など IP 中小企業の海外進出のための現地情報提供が足りない
- IP 中小企業の海外進出および新産業分野グローバル IP 企業成長に対する支援政策とガバナンスが弱い

⇒1-①グローバル IP 支援戦略の強化および海外現地に IP マーケットの専門家派遣

1-②新産業分野における海外市場への進出および現地化支援の強化

提案課題 1-①グローバル IP 支援戦略の強化および海外現地に IP マーケットの専門家派遣

「特許庁」

□検討意見

- IP 保護領域は知財権紛争などの需要がある一方で、IP 創出・活用領域は海外現地における需要が多くない点を考慮する必要がある

*IP 創出・活用領域は国内で管理・決定する場合が大半

□推進計画

- 専門家を別途、派遣する代わりに KOTRA IP-DESK と協力法律事務所を連結し、現地に進出する中小企業の需用に対応

提案課題 1-②新産業分野における海外市場への進出および現地化支援の強化

「産業部」

□検討意見

- 中小企業の海外技術事業化支援のために海外協力ネットワークおよび現地支援センターの構築を通じたオンオフラインおよび国内外連携支援体系の構築が必要

□推進計画

- 技術貿易専門コンサルティング、業種別ネットワークの構築などが可能な機関を選定して技術輸出入および技術取引支援のための体系を構築
ーグローバル技術事業化センター（GCC）を通じたグローバル技術事業化の全周期にかけてコンサルティングサービスを支援
- 世界最大の技術移転ネットワークである EEN（Enterprise Europe Network）を通じて対ヨーロッパ技術ビジネス協力ネットワークの構築

「中企部」

□検討意見

- 中企部の技術革新 R&D と特許庁の IP-R&D 戦略コンサルティングとの連携支援の

強化が必要

○グローバル市場輸出競争力の強化および海外市場への進出拡大

ー輸出企業の R&D 段階に従い、IP 戦略の樹立、権利化および IP 活用などの段階別支援および管理が必要

□推進計画

○輸出志向型の課題(*)に IP R&D 樹立支援を義務適用して運営 (2020)

*2020 年技術革新開発事業のうち、輸出企業の育成専用内訳事業

区分		公告	申請・受付	選定評価	協約締結
技術革新開発事業 (輸出志向型の課題)	1 次	1 月	2 月	3~4 月	5 月
	2 次	5 月	6 月	6~7 月	8 月

2 パテントボックス制度の設計および改善方向

- 研究開発投資の拡大と特許出願・登録の量的な成長にも関わらず、開発された技術および IP の移転、事業化を通じた経済的利益創出は不十分
 - 技術開発のみならず、開発された技術を事業化して企業の生産品に競争力を高める方法としてパテントボックス制度の導入を提案
- *特許などを適用した製品の販売所得に対する法人税を減免してあげる制度

提案課題 2-①政府 R&D 事業の連携型、サンドボックスの連携型、戦略産業技術能力振興型パテントボックス制度の適用

2-②大企業と中小企業のパテントボックス適用法人税の差別化および大企業租税支援方向の切り替え(研究開発支援 → 技術事業化の促進)

「企財部」

□検討意見

- 現在の韓国実情に合うパテントボックス制度を運営中
 - －特許権などの技術移転・貸与所得(*) に対して税額減免を適用中であり、事業化施設投資(**) に対しても税額控除を適用中
- * (技術移転・貸与) 技術移転の所得は 50%、貸与所得は 25%の税額減免
- ** (技術事業化) 新成長技術の事業化施設に対して投資金額の 5~10%の税額控除
- 販売所得のうち、特定の特許権が寄与した部分を区分し難いため、特許適用製品の販売所得に対する法人税減免は混乱
 - －特許と製品間の 1:1 マッチング(*) ではない状況で客観的金額の算出は混乱
- * パテントボックス制度はサービス業中心の産業構造である一部の EU 国家のみ導入中であり、米国・日本・ドイツなどの製造業強国は導入していない。

「特許庁」

□検討意見

- 事業化部分に対する租税支援は必要、ただ、IP 製品型特許ボックスの場合には特許適用有無に対して公認された検証手段が足りない。
 - －特許自体に対する税額控除の新設を検討する必要がある

□推進計画

- 特許費用に対する租税支出の予備妥当性評価および制度導入を検討
 - －特許費用に対する租税支出の予備妥当性評価を通じて導入の必要性および妥当性の評価を推進 (2020 年上半期)

3 職務発明補償金の算定において、新たな「使用者の利益額」の算定法理を提示

- 国別の主要技術および有望 IP 市場の動向など IP 中小企業の海外進出のための現地情報提供が足りない
 - IP 中小企業の海外進出および新産業分野グローバル IP 企業成長に対する支援政策とガバナンスが弱い
- ⇒3-①韓国に適合した実施料率を算定した上で通常実施料および専用実施料を比較して寄与率を算定
- 3-②発明者間の相互作用、認知または結合が存在する場合は共同発明者性を認定し、請求項の特徴的構成要素を基準にして寄与度を算定

提案課題 3-①韓国に適合した実施料率を算定した上で通常実施料および専用実施料を比較して寄与率を算定

「特許庁」

□検討意見

- 実施料率の概念に対する明確な定義と海外事例に対する深層的検討が必要

□推進計画

- 米国・ドイツ・日本の実施料率の算定方式および実施料率関連紛争判例の検討(2020～)

提案課題 3-②発明者間の相互作用、認知または結合が存在する場合は共同発明者性を認定し、請求項の特徴的構成要素を基準にして寄与度を算定

「特許庁」

□検討意見

- 現行法上、特許出願過程で共同発明者間の協議を通じて共同発明者性が認められている。
- ーただし、発明の権利化などの共同発明者性が認められるには、発明者間の合議を通じた共同出願が必要。

4 公共機関の SW ライセンス運営方策の点検およびガイド

- 公共機関などで SW 購買の際に供給社のライセンス政策に対する認識不在により、SW 著作権侵害による紛争が発生
 - SW 供給社の営業変更、買収・合併などにより、ライセンス政策が周期的に変更されるという事実を認知する必要がある
 - *SW 供給社で課金政策を永久ライセンスから購読ライセンスに変更する場合、予想できない IT 予算が必要となり管理部分で支障が予想
- ⇒4-①ライセンス紛争事例の比較検討を通じて SW ライセンス運営ガイドの作成
- 4-②IT 資産管理システムの購入を通じた保有 IT 資産の実査および使用実態の把握

提案課題 4-①ライセンス紛争事例の比較検討を通じて SW ライセンス運営ガイドの作成

「文体部」

□検討意見

- SW ライセンスの理解のための管理ガイドが必要
 - －公共機関でライセンスの政策変更を認知できないため、予算樹立および維持管理が困難
 - －最初の契約の際に供給社のライセンス政策に対する理解不足により、最安価契約を優先し、その後の使用ライセンスに問題が発生

□推進計画

- サーバーおよび利用者 SW ライセンスの管理および使用ガイドの製作・配布
 - －主な SW 会社のライセンス政策を周期的に収集
 - －SW ライセンス管理ガイドの製作、インターネットで配布（年 1～2 回）
- ‘公共機関のソフトウェア管理に関する規定’により公共機関の SW 管理実態点検（2020 年 9～12 月）

提案課題 4-②IT 資産管理システムの購入を通じた保有 IT 資産の実査および使用実態の把握

「文体部」

□検討意見

- 中央部処が所属機関および傘下機関に対する SW 使用実態を点検・管理および監督できる管理体系の構築が必要
 - *文体部単独ですべての公共機関の SW 使用実態を確認することは不可能

□推進計画

- （点検）公共機関 SW 使用実態の点検方向の切り替え
 - －一時的点検（年 1 回）→常時点検体系に切り替え

ー公共機関のソフトウェア管理状況を経営評価指標に反映し、ソフトウェアの管理に対する機関長の関心と職員の参加を誘導

*文体部傘下の公共機関内部評価にテストとして適用後、すべての公共機関に拡大

○（教育）政府中央部処 40 機関、地方自治団体 18 機関の SW 管理担当者を対象としたシステム運用教育を実施

○（システム改善）SW 管理の安定性および利便性提供のため持続的に機能を改善

○（システム構築）中央集中型公共機関用の SW 統合管理システム構築

ーGクラウド（*）基盤の SW 点検およびライセンス保有現況管理システムの開発・運営

*行政安全部国家情報支援管理院で構築したクラウドシステム

5 IP 基盤創業の成功要因分析による革新創業の先導モデルを樹立

- 創業企業数は増加しているが、IP 基盤の創業の増加速度は遅く、イノベーションを標榜する新規創業の割合は全体の 0.5%に過ぎない
 - 既存の創業支援プログラムは創業 SEED 発掘段階で能力強化の教育、起業家精神の教育などに限定
 - 企業の保有 IP に比べ、売却、移転などの活量率が非常に低く、最大の原因は需要・供給先の発掘が困難
- ⇒5-①創業者のアイデアと公共研究機関の技術特許マッチングを通じて IP ビジネスモデルを樹立
- 5-②国内外知的財産権保有企業の IP 基盤社内ベンチャー設立支援を通じた収益モデルの多様化
- 5-③事業性・特許性が高い修士・博士論文に対する IP 確保、BM 樹立などの創業支援

提案課題 5-①創業者のアイデアと公共研究機関の技術特許マッチングを通じて IP ビジネスモデルを樹立

「中企部」

□検討意見

- 韓国発明振興会、韓国特許情報院を「予備創業パッケージ」事業の主管機関として選定して IP 基盤の創業支援モデルを既施行中
- 予備創業パッケージ事業に特許権または実用新案権を保有した者が支援する場合、加点（1 点）を付与中

「特許庁」

□検討意見

- 事業化できなかった特許を優秀アイデア保有の創業者に移転することで創業に所要される時間・費用の削減が可能
- －特に特定の技術分野で長く従事し、経験と専門性のあるシニアの創業アイデアを技術的にサポートする必要がある。

□推進計画

- 特許検索・分析を通じて予備創業者およびシニアの創業アイデアを製品化・事業化できる特許技術の提供
- －創業者のアイデアと企業の特許技術を融合してイノベーション製品が導出されるように知的財産の活用戦略を提供
- －BM 樹立のための統合コンサルティング（IP、法律、創業など）の提供
- －樹立されたビジネスモデルを他の創業支援事業と連携して事業化を支援
- －事業計画の樹立および予算確保（2020）、特許発掘および事業施行（2021）

提案課題 5-②国内外知的財産権保有企業の IP 基盤社内ベンチャー設立支援を通じた収益モデルの多様化

「中企部」

□検討意見

- 社内ベンチャープログラムを運営中であり、大企業、公企業などの運営企業（*）として選定された企業の IP を活用し、社内創業チームを保育中
- *運営企業：社内ベンチャー支援人材および財源などを保有し、社内ベンチャーチームを育成するか、または分社創業企業と共存協力活動を行う大・中堅・中小企業および公企業

「特許庁」

□検討意見

- ベビーブーム世代の引退が加速化することにより、豊富な経歴を持つ技術者の退職が増加すると予想
- ーシニアの技術専門性と企業が保有した特許を連携し、技術基盤創業の活性化および未活用特許の活用性を上げる必要がある。
- *R&D 人材の 48 万人のうち、約 5 万 4,000 人（50～59 歳、訳 11.3%）は 5 年以内に退職の見通し（2017、科技情通部）

□推進計画

- 企業の退職（予定）者に対し、該当企業の特許技術を投資形態で提供し、分社創業を支援
- ー事業計画の樹立および予算確保（2020）、特許の発掘および事業の施行（2021）

提案課題 5-③事業性・特許性が高い修士・博士論文に対する IP 確保、BM 樹立などの創業支援

「特許庁」

□検討意見

- IP ディディムドル（礎）を通じて、個人および予備創業者を対象に IP 確保支援中
- ー修士・博士論文著者が本人の論文結果物を IP で確保するために申し込む場合に支援可能（150 万ウォン以内）
- ー論文著者が導出された結果物（IP）で創業を推進する場合、専門創業コンサルタントを通じて創業に対するコンサルティングを支援
- *予備創業者のアイデア段階から特許コンサルティングを進行、初期アイデアを熟成して IP 権利化および事業アイテムを導出する特許庁支援事業で、RIPC 内 IP 創業ゾーンで主管

□推進計画

- 年間を通して随時、基礎相談を通じた修士・博士論文アイデアを発掘
- ー支援対象のアイデアを選定する際に、事業化の可能性が高い修士・博士の論文結

果に対して加点を付与

ーIP 創業ゾーンの IP 深化教育課程を通じて修士・博士の論文結果に対して強い特
許の確保戦略などの専門教育およびコンサルティングの提供

*年間 IP 礎支援：930 件目標

6 職務上著作物の法制度の改善方策

- 現行の職務上著作物は知的財産権と著作人格権がすべて使用者に帰属され、勤労者の補償請求権を不認定
 - *発明振興法上、職務発明の場合、勤労者（発明者）に特許権の帰属、使用者には通常使用権を保障
- ⇒6-①著作権を著作者個人に帰属するものの、法人などが著作財産権の承継を受けられる手続きを保障
- 6-②ゲーム、SW 著作物などの分野は業界の特性を反映した標準契約書を普及

提案課題 6-①著作権を著作者個人に帰属するものの、法人などが著作財産権の承継を受けられる手続きを保障

「特許庁」

□検討意見

- 使用者（雇用主）の便宜、著作物利用者の著作物利用時に法的安定性・予測可能性を図ること以外に、創作者の権益保護の側面から利害関係の調整が必要

□推進計画

- 「著作権法全部改訂のための著作権研究班」を運営し、職務上著作物の法制度の改善案および改正案の検討（2019年12月～2020年10月）
 - －職務上著作物の著作権帰属主体に対する専門家の意見収斂

提案課題 6-②ゲーム、SW 著作物などの分野は業界の特性を反映した標準契約書を普及

「文体部」

□検討意見

- ゲーム、SW 著作物などの商業的価値が大きく、個人の創作行為が大きな意味を持つ分野は、業界の特性を反映して約定を締結するように奨励・勧告するか、またはガイドライン、標準契約書などの作成・普及が必要

□推進計画

- 職務上の著作物関連ガイドラインおよび標準契約書の導入のために、著作物分野別に職務上著作物関連現況を把握し、利害関係者などの意見収斂（～2021年）

7 第四次産業革命時代に相応しい実用新案制度の改善方策

- 現行の職務上著作物は知的財産権と著作人格権がすべて使用者に帰属され、勤労者の補償請求権を不認定
 - *発明振興法上、職務発明の場合、勤労者（発明者）に特許権の帰属、使用者には通常使用権を保障
- ⇒7-①SW技術の特性を考慮し、物品性不足の理由で拒絶されないよう実用新案の対象を拡大
- 7-②審査請求制度を廃止することで実用新案の簡素化を推進、実用新案登録の出願に対しては優先審査に準ずる処理期間を保障
- 7-③新規性だけを要件とするか、または低い水準の進歩性要件を設けるなど実用新案登録の要件を緩和

「特許庁」

□検討意見

- SW関連発明以外にも保護対象の拡大を検討中。ただし、その前に該当産業界および関係部処の意見収斂を行う必要がある
- 実用新案登録出願に対する迅速な審査と特許との差別性確保側面から進歩性要件の廃止または緩和は適切な方向

□推進計画

- 現在、特許庁は小発明・アイデア保護のための実用新案法の改正を推進（*）しており、知財委の政策問題に対する提案内容を十分に検討・反映する予定
- （*）立案・部処合意（4月）→立法予告・規制審査（5～6月）→法制処審査（7～8月）→国会発議（9月）

8 初期の中小ベンチャー企業の支援に向けた知的財産特例上場制度の導入

- 優れたアイデアを特許権で確保している創業初期の中小ベンチャー企業が、外形要件が備わっていないという理由で KONEX 市場に上場できない問題
 - －事業資金調達に困り、良いアイデアを保有しているにもかかわらず、事業推進に隘路
 - * KONEX 市場は、創業初期の中小ベンチャー企業も上場できるよう、別途の財務要件を設けておらず、KOSDAQ 市場に比べ、上場が容易である
- ⇒8-①指定された機関の技術価値評価と上場の同意を得た企業は、指定アドバイザーの先任なしに KONEX 市場の上場を推進
- 8-②KONEX 市場に上場した優秀知財権の保有企業は、技術特例上場で KOSDAQ 上場が可能になるようロードマップを提示

提案課題 8-①指定された機関の技術価値評価と上場の同意を得た企業は、指定アドバイザーの選任なしに KONEX 市場の上場を推進

「中企部」

□検討意見

- KONEX から KOSDAQ への移転の上場要件を緩和するなど、規制緩和に対しては共感

「金融委」

□検討意見

- 指定アドバイザーは KONEX 上場企業に対する公示・申告業務を代理して投資者に十分な情報を提供し、投資者の被害防止が目的。
- －初期の中小・ベンチャー企業は、公示・申告の能力不足を鑑み、指定アドバイザーの選任を通じて公示などを明確にする必要がある
- －ただし、KONEX 市場の技術専門評価機関に、知的財産の技術性・事業性に特化した専門評価機関を追加する方案の検討が必要
- * (例) 国で指定した発明の評価機関で BB 以上の技術評価等級を受ける場合、KONEX 上場のための技術評価要件は満たしたと認定

□推進計画

- 「KONEX 市場の上場規定」など改正 (2020 年下半期)

「特許庁」

□検討意見

- 上場要件の緩和を通じて創業初期の優秀特許保有企業の KONEX 上場による資金調達の柔軟性確保が可能

□推進計画

- 部処協議を通じて技術価値評価と上場の同意を得た企業に対する KONEX 市場の上場制度が導入された場合、特許庁知識財産価値評価支援事業を通じた評価費用の支援検討を推進（2020 年支援予算 16 億ウォン）

提案課題 8-②KONEX 市場に上場した優秀知財権保有企業は、技術特例上場で KOSDAQ 上場が可能になるようロードマップを提示「中企部」

「金融委」

□検討意見

- 現在の KOSDAQ 市場は技術基盤 R&D 企業の上場支援のために専門評価機関の技術力検証（知財権など）を通じて技術特例上場制度を運営
- 未来成長性の評価は優秀であっても、利益のない KONEX 企業の移転上場支援のために「KONEX 利益未実現企業の迅速移転上場制度」を構築（2019 年 4 月）
 - *一定要件を満たす際の企業の継続性・経営安定性の審査免除、審査期間の短縮（45 日→30 日）
 - 「要件：(1) 売上高 100 億ウォン以上、営業利益の示現など、(2) 当期純利益 20 億ウォン以上、ROE20%以上などの定量要件を満たすこと」

「特許庁」

□推進計画

- 優秀知財権保有企業の KOSDAQ 上場に関連する金融支援を強化
- ーファンド・オブ・ファンズの特許アカウント政府出資（2020 年 600 億ウォン）、IP 担保融資のための価値評価費用支援の拡大など優秀知財権の保有企業に対する支援を強化

9 ビッグデータの保護および活用促進に向けた法的問題

- データの結合・加工を通じて新たな付加価値を創出するなど、ビッグデータは第四次産業分野の主要な要素であるが、活用・保護のための法制度整備は足りない
 - データの収集・分析処理の際における個人情報および著作権侵害のおそれが産業的活用を妨げる
- ⇒ 9-①情報解析に必要な範囲に限って著作物の複製・翻案を許容
- 9-②データプラットフォームの高度化を通じたデータの相互連携・互換のための標準樹立および品質管理
 - 9-③データ取引契約の類型別ガイドラインの制定、民間主導のデータ取引所設立に関する法的根拠と運営規定を構築
 - 9-④ビッグデータに対する不正取得・使用・公開行為を、不正競争行為と規律

提案課題 9-①情報解析に必要な範囲に限って著作物の複製・翻案を許容

「文部部」

□検討意見

- AI などの産業発展のためにはビッグデータ活用が必須であるため、ビッグデータの活用・分析過程で発生する著作物などの複製・転送・改作などの行為に対して著作権侵害免責規定の導入が必要

□推進計画

- 著作権法全部改正のための著作権研究班(*)の運営を通じて著作権法の改正推進および検討(2019年12月～2020年10月)
 - *新技術(ビッグデータ)環境に対応すべくビッグデータ産業活性化および著作権者権益保護の法益をバランスよく反映するために運営中
- ーデータマイニング過程において、著作権侵害免責規定の新設など著作権の法改正推進および検討
- ービッグデータを類型別に分けて、情報解析に必要な範囲内のみ著作物の複製・翻案をすることができるよう、著作権制限の規定新設などの著作権法の改正を検討

提案課題 9-②データプラットフォームの高度化を通じたデータの相互連携・互換のための標準樹立および品質管理

「科技情通部」

□検討意見

- 2019年にビッグデータプラットフォームおよびセンターの構築事業を推進しつつ、標準樹立および品質管理を実施中
- ープラットフォームの遂行機関とともにプラットフォームの連携標準案の制定(2019

年 12 月)

*ビッグデータ解放・流通のためのメタデータの構造およびデータ連携の規格 v1.0

□推進計画

- データストアなどが違うプラットフォームと連携できるよう標準を高度化 (v2.0) し、品質水準診断など推進 (2020～)

提案課題 9-③データ取引契約の類型別ガイドラインの制定、民間主導のデータ取引所設立に関する法的根拠と運営規定を構築

「科技情通部」

□検討意見

- データ活用の需要が増えることでデータを効率的に確保し、安全にデータを取引できる基盤作りが必要
- ー特に、価格・品質・法制度など、散在する取引制約要因の解消と既存の取引環境を統合的に支援する公的役割に対する要求が増大

□推進計画

- データ取引ガイドラインの配布および取引原則・基準制定などの研究
- ーデータ価格・品質・法律関連研究 (2020)
- ーデータ取引活性化のための業界専門家の意見収斂 (～2020 年上半期)
- ーデータ取引ガイドラインおよび標準契約書の配布 (～2020 年上半期)
- ーデータ取引原則・基準および分野別のプラットフォーム連携などの研究 (～2020 年下半期)
- *民間主導のデータ取引所は現在、ビッグデータのプラットフォームなどで自律的に役割を遂行しているため、別途の設立計画はない

提案課題 9-④ビッグデータに対する不正取得・使用・公開行為を、不正競争行為と規律「特許庁」

□検討意見

- 現在はビッグデータ取引が活発していない状態で、市場秩序を毀損する具体的な被害事例はない
- ー関連不正競争行為を法律で規律する場合、規制として認識され市場形成が委縮されるおそれがあるため、必要性などに対して先行検討が必要

□推進計画

- 該当事案に対する必要性および具体的な推進案に対して検討し、必要な時に法改正を推進
- ービッグデータ保護のための「不正競争防止法」改正の必要性および改正方向に対する研究委託を進める (2021 年)

- ービッグデータ保護の必要性およびその方法について、専門家および学界・法曹界などを対象に意見収斂（2022年）
- ー改正の必要性および具体的な改正案に対するコンセンサスを得た場合、不正競争防止法改正の改正を推進（2022年～2023年）

10 韓国製薬会社の米国 First Generic の独占権を確保するための政策を提案

- 米国では特許挑戦を通じて無効または回避に成功した製薬会社に 180 日間、市場独占権を付与 (First Generic 独占権)
 - 特許挑戦成功時に独占期間終了後に対する準備と失敗時に独占販売用の生産分量を廃棄しなければならないリスクに備える必要がある
- ⇒ 10-①米国 First Generic 挑戦の成功事例分析およびイスラエル・インド政府の政策的支援策を把握
- 10-②政府-関連協会-製薬会社間の戦略的協力を通じて独占権確保を失敗した時のリスクと成功した時の薬価変更に係る対応策を講ずる
- 10-③米国医薬品の特許挑戦時期とジェネリック許可の申請時期、特許権無効可能性などを判断できるデータベースの構築および提供

提案課題 10-①米国 First Generic 挑戦の成功事例分析およびイスラエル・インド政府の政策的支援策を把握

「食薬処」

□検討意見

- 「米国医薬品許可特許連携制度の活用および First Generic 承認事例の調査・分析」研究を推進 (2020 年 4 月～11 月)

提案課題 10-②政府-関連協会-製薬会社間の戦略的協力を通じて独占権確保を失敗した時のリスクと成功した時の薬価変更に係る対応策を講ずる

「福祉部」

□検討意見

- 韓国企業の米国 First Generic 独占権確保のための努力に対し、政府の政策的支援が可能か否かを検討する必要がある

□推進計画

- 政府-製薬バイオ協会-製薬会社間の協議体構成 (3 月以降)
 - 協議体での議論を通じて支援のための必要事項などを分析し、政策的な支援可能性を検討
- 米国市場への進出のための Key-Player とのネットワークの構築支援
 - First Generic に関わる米国の利害関係者が参加するシンポジウムに参加 (10 月)
 - *ACI (America Conference Institute) 主管 Paragraph IV Dispute Master Symposium(annual) 「2020 年 10 月 1 日～10 月 2 日、シカゴ(米国)」

提案課題 10-③米国医薬品の特許挑戦時期とジェネリックの許可申請時期、特許権無効可能性などを判断できるデータベースの構築および提供

「特許庁」

□検討意見

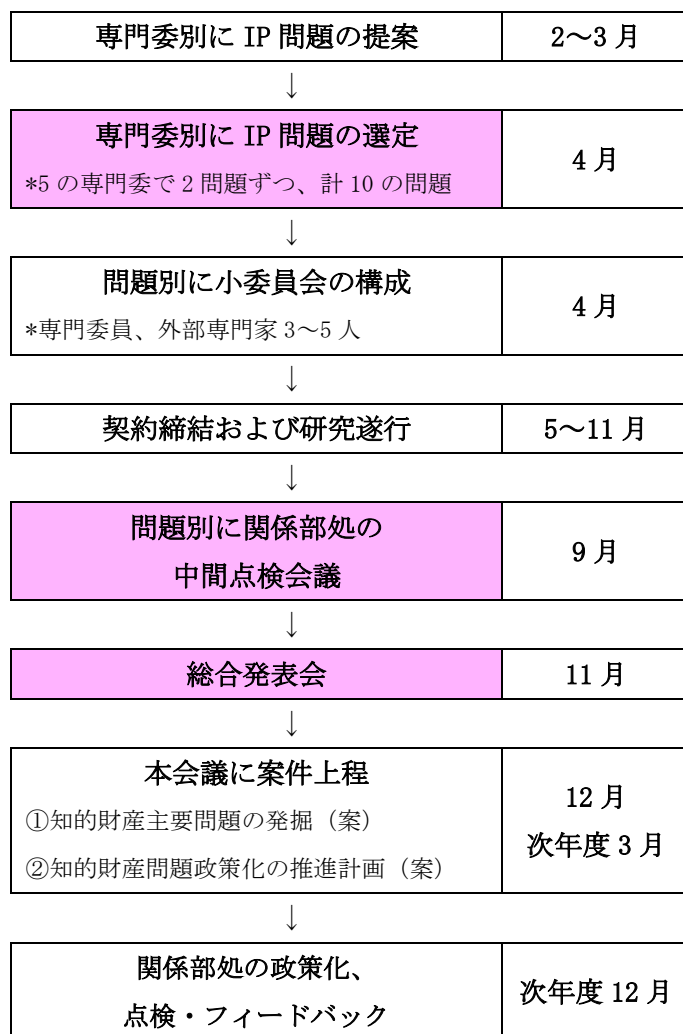
- 医薬品の特許挑戦時期とジェネリックの許可申請時期は各企業の事情により相違であり、また、各企業の機密事項となるため把握が不可能
- 特許権の無効可能性も予測が不可能であるため、関連データベースの構築が困難

IV. 今後の推進計画

□2020年 IP 問題の政策化推進(2020年4月、関係部処)

□2018～2020年政策化推進現況の点検および国家知識財産委員会の上程・報告(2021年2月)

<参考：2020年 IP 問題発掘の推進手続き>



目次

1. グローバル環境変化による IP 中心対応システムの構築に関する方案	29
2. パテントボックス制度の設計および改善方向	35
3. 職務発明補償金の算定において、新たな「使用者の利益額」の算定法理を提示	40
4. 公共機関の SW ライセンス運営方策の点検およびガイド	43
5. IP 基盤創業の成功要因分析による革新創業の先導モデルを樹立	45
6. 職務上著作物の法制度の改善方策	52
7. 第四次産業革命時代に相応しい実用新案制度の改善方策	57
8. 初期の中小ベンチャー企業の支援に向けた知的財産特例上場制度の導入	60
9. ビッグデータの保護および活用促進に向けた法的問題	63
10. 韓国製薬会社の米国 First Generic の独占権を確保するための政策を提案	69

課題1 グローバル環境変化による IP 中心対応システムの構築に関する方策

1. 研究背景

- 新技術、新産業の現れと保護貿易主義の登場
- 2019年現在、海外に進出して登録した韓国企業は90カ国（125の貿易館）の約12,500社
- グローバル市場は、第四次産業革命などの新技術に基盤を置く新産業が登場することにより産業転換期を迎えており、米中貿易戦争により韓国は全世界で6番目に影響を受ける国として分類
 - *グローバル技術・市場・産業 chain value 守護政策（米国）と破界政策（中国）の衝突
- 日本の戦略物資輸出入統制において韓国をホワイトリストから排除し、イギリスはEU離脱を推進するなど、保護貿易主義に変化する新たなパラダイムのグローバル貿易が進む
- グローバル環境の変化に対する政府対応の現況分析
- 能動的なグローバル IP 対応政策が必要性
 - ーグローバル保護貿易の登場に伴う海外進出 IP 中小企業（*）の隘路事項と政府対応の状況分析
 - *海外進出 IP 中小企業：IP 保有の中小企業のなかで輸出実績保有企業
 - ー海外進出 IP 企業支援システムと政策の適切性に対する全般的な点検と対応が必要

2. 現況および問題点

- グローバル有望 IP 技術の変化に対する体系的な対応が不十分
- グローバル有望 IP 技術と市場の分析
 - ー主要グローバル市場の IP 制度と産業別の技術動向調査および分析を各部処の出捐機関別（*）に進め、ウェブサイトは行安部で管理
 - *産業研究院、保健産業振興院、知識財産研究院、知識財産保護院など
 - ーグローバル有望 IP 技術の分析を特許庁で遂行中
- グローバル（各国）IP 市場の特性と有望 IP 技術の情報提供が不十分
 - ー海外進出 IP 中小企業で必要とする市場類型・技術特性・有望 IP をマッチングする有望 IP 導出システム（*）の不在
 - *グローバル/国別/産業別 有望 IP 技術と連携された IP 技術 DB およびカスタマイズ型支援
 - 例示) 主力市場、新興市場、戦略市場
 - 例示) 第四次産業新技術（ビッグデータ、バイオ、AI など）無人自動車、電機車など
 - ー海外進出 IP 中小企業を支援する総合的な IP の DB 管理が足りない
 - ー現地の国で進められる多角化された IP 技術分析情報（*）の提供が足りない
 - *IP 関連非関税措置、技術規制措置、産業標準化環境など

□主力産業の市場シェア変化に対する対応策が不十分

○グローバル主力産業の現況

ー米中貿易戦争とグローバル貿易のパラダイム変化により、世界市場における韓国 9 大主力産業代表品目の分野別市場シェアに変化が発生

- ・2000年：日本（6品目）、韓国（2品目）、中国（1品目）
- ・2019年：日本（1品目－退潮）、韓国（1品目－減少）、中国（7品目）
- ・2024年（予想）：日本（0品目－退潮）、韓国（1品目－停滞－縮小）

*韓国市場シェア（2019年→2024年）：ディスプレイ（32%→15%）、自動車（8.3%→7%）、造船（30.4%→29.1%）分野の市場シェア縮小予測

○KOTRA IP デスクの海外進出 IP 企業への支援状況

ー海外進出 IP 企業支援は KOTRA IP-Desk（*）で行っているが、主に非理工系の派遣職員が現地法人と協力して現地企業を支援

比較	理工	法学	経済・経営	語学	その他	合計
人数（名）	3	12	10	7	7	39
（割合％）	（7.7％）	（30.8％）	（25.6％）	（18％）	（18％）	（100％）

*KOTRA IP-Desk（特許庁）：進出企業が現地で発生する知財権の確保・紛争に対して適時対応（相談提供および費用補助など）を行い、企業を支援することを目標として設立された。模倣品などにより韓国企業の知財権侵害が多い地域を中心に IP-Desk が配置されており、貿易館別に協力法律事務所を通じて紛争予防・対応のための費用支援および相談業務を遂行

○韓国の主力産業分野における市場占有率の競争力が停滞・下落

ー世界市場において日本とドイツの市場占有率が下落したのにもかかわらず、韓国は縮小された市場占有率を代替することができず、停滞あるいは下落する状況において中国の市場占有率は増加している

○IP 中小企業の海外進出およびグローバル IP 企業への参入に対する支援政策が不十分
現在、韓国のグローバル IP 企業（Unicorn）（*）は、COUPANG、HELLO MOBILE、L&P、COSMETIC、BLUE HOLE、WOOWA BROTHERS

ーバイオヘルス、フィンテック、人工知能分野などの有望な新産業分野における創業を誘導し、既存の創業企業の成長を支援すべく、スケールアップ専用ファンドを作り、ストックオプション非課税基準を引上げ、海外ベンチャー投資者と連携したグローバル進出支援計画を発表

○ヘルスケア、電気自動車、ビッグデータなどの新産業分野におけるグローバル IP 企業が皆無

- ー国内の狭い内需市場で、主にポジティブ新技術政策を施行
- ブルー・オーシャン、新産業（例、融合複合技術のバイオ企業）分野における国内スタートアップは創業直後から IPO まで平均 13~14 年所要
- ー新技術製品の市場参入時期を短縮（*）できる政策支援が必要
 - *技術と需要の変化が速い市場で難易度の低い技術製品は類似企業が続出し、レッドオーシャン市場と変わるため
- グローバル IP 対応ガバナンスが足りない
- グローバル貿易環境は保護貿易主義傾向へとパラダイムの転換
 - ーグローバル貿易戦争（米中貿易戦争、日本の戦略物資）に政府レベルで対応
 - *インドシナ半島（ベトナムなど）とユーラシア大陸（ロシアなど）の状況分析を通じた各地域別特化コンテンツで現地市場の攻略構想を発表（輸出市場構造イノベーション案）
 - ー一部処別出捐機関の DB 運営と海外進出の IP 中小企業支援
 - *産業研究院 DB、保健産業振興院 DB、産業部 KOTRA IP Desk など
- 海外に派遣された出捐機関/事務所（*）技術専門家グループ（IP 関連）は機関固有の役割に限られた業務を遂行
 - *NRF/KIST（科技部）、生産技術研究院海外事務所（科技部）、KOTRA IP Desk（産業部/特許庁）、保健産業振興院海外支社（保健福祉部）など
- グローバル貿易パラダイムの変化に対する IP 対応戦略が不十分
 - ーグローバル保護主義に対する政府レベルの IP 対応成果が不十分、日本に対するグローバルシェアの代替が不十分、中国との競争において劣勢、新産業分野におけるグローバル IP 中小企業の成長がない
- 海外派遣の政府出捐機関と関係機関間の協業が不十分
 - ーIP に関わる海外派遣出捐機関（*）と KOTRA IP-Desk と連携して海外進出 IP 中小企業を総合的に支援するネットワークが不在
 - *NRF、KIST、生産技術研究院海外事務所、保健産業振興院海外支社など
- 海外進出推進 IP 企業の隘路事項に対するワンストップ支援システムが足りない
 - ー海外進出を推進する IP 中小企業（特に新産業、新技術分野）は各部処の出捐機関で運営している DB を必要に応じてすべてのウェブサイトを訪問し支援を受けてまとめなければならない隘路事項が存在
 - ー現地 IP 中小企業で要求する技術と市場（market pulling）の隘路事項に対するカスタマイズ型の IP 技術支援体系が足りない

3. 政策代案

□「グローバル有望 IP 対応協議体」構築

- 急変する有望 IP 技術変化に対応し、グローバル地域別ー産業分野ー市場別に分析して海外進出 IP 中小企業を支援
- 国外有名機関（MIT など）の予測未来技術、Gartner hype サイクル（技術・市場周期）、国家指定の主要 IP 技術・産業、国内外特許マップ分析（特許庁）を連携してグローバル有望 IP 技術を「グローバル有望 IP 対応協議体」で導出し、主な進出地域別の市場調査・分析を遂行し、「グローバル IP 対応センター」を通じて海外進出 IP 中小企業を支援

＜戦略・新興・主力市場および地域別有望 IP 技術の調査/分析例示＞

- 新興市場：新南方・新北方、中東
- 戦略市場：ユーラシア地域、アフリカの国（ODA ネットワーク構築）
- 主力市場および主要技術
 - ・米国：AI、5G、新リサイクルエネルギー、バイオ、電子/半導体、無人自動車、源泉技術
 - ・日本：部品素材、設備、高齢社会産業（ロボット、バイオヘルス）など
 - ・EU：医療機器、バイオ・製薬、電気自動車など
 - ・中国：電子・半導体、自動車、環境設備、Big Data など
 - ・ロシア：OEM 基盤の機械設備、物流インフラ設備など

□グローバル有望 IP 技術情報の体系化

- IP 中小企業の海外市場別（戦略・新興・主力市場）、国別進出支援制度およびプログラムの効率化/体系化
 - ーグローバル主要国別 IP 技術と制度情報の提供および国内技術動向との比較を通じた韓国のグローバル競争力分析
 - ーグローバル IP 主要動向、判例、規定など情報提供
 - ー現地国家の IP 受容企業の発掘および技術競争力の分析（DB 構築）
- 海外進出 IP 中小企業に有望 IP 技術情報を総合的に提供し隘路事項を one-stop で解決できる体系を構築
 - ー主要国別の有望 IP 基盤技術/産業動向情報の分析
 - ーグローバル市場、現地国家、主要産業、IP 技術と国内特許出願/登録現況に対する比較分析および「ワンストップ総合 DB」を構築し（海外進出）IP 中小企業を支援

□グローバル主力産業支援のための IP 中小企業支援政策の変化

- IP 政策を積極的なグローバル IP 支援戦略へと切り替えを推進

- －韓国の海外市場 IP 政策を IP 登録支援および保護政策から、IP 創出・活用戦略に切り替え、政府レベルでの支援体制を構築
- －国内有望 IP 技術と海外市場の需要を連携して主力産業を支援

□KOTRA（拠点貿易館）IP-Desk のインフラ構築と能力強化

- 既存の派遣人材（非理工系の市場/管理専門家）に IP マーケットの専門家を追加派遣し（テクノマーケット専門家、弁理士など）海外進出 IP 中小企業がグローバル IP 中小企業へと成長できるよう支援し、各国別の有望 IP 技術と連携して主力産業の市場シェアを向上できるよう能力強化

□戦略的な海外市場進出およびグローバル IP 中小企業の成長支援

- ワンストップ総合 DB と「グローバル IP 対応センター」を通じて IP 中小企業が市場需要のある主要地域にカスタマイズ型で進出できるよう支援
- 進出希望国の文化と言語、市場環境、現地で要求する市場情報、立地情報、技術人材インフラ、現地化などの総合的/戦略的な情報提供
- 現地マーケットの需用把握による各国の IP 登録を支援し、現地企業と共に成長できる持続的な支援政策の構築（KOTRA IP Desk に派遣されたテクノマーケット専門家を活用）
- 海外市場で短期間に IPO、M&A または exit できるよう支援（創業企業）

□海外ネットワークの体系化および現地化支援

- ①海外進出の IP 中小企業支援 one-stop 総合 DB、②KOTRA IP desk、③IP 技術の支援が可能な海外派遣出捐機関、④現地進出の貿易関連団体（大韓商工会議所）、⑤国内政府レベルのコントロールタワー（「グローバル IP 対応センター」）連携ネットワーク構築による IP 中小企業の支援
- スタートアップが海外市場に進出し、Darwinian Sea（*）を渡り、現地企業と共に成長できるように支援

* Darwinian Sea：新製品の量産に成功しても市場で違う製品と競争して利益を出すことが非常に難しい状況であることを意味（ワニ、クラゲの群れが溢れ、かえって一般人のアクセスが難しいオーストラリア北部の海辺を意味）

□グローバル保護貿易主義に対応した政府レベルのガバナンス構築

- 政府レベルの「グローバル有望 IP 対応協議体」を構築し、グローバル貿易環境が反映された有望 IP の導出
 - *有望 IP 技術分析（Big Data 技術活用）対象を決めて体系化（幹事機関：特許戦略開発院）
- 政府レベルの「グローバル IP 対応戦略センター」構築

ー「グローバル IP 対応協議体」を運営し、国内外 IP 関係機関のネットワークを構築して、海外進出 IP 中小企業に対し総合的/戦略的支援

* 海外派遣 (IP 関係) 出捐機関-KOTRA IP Desk - 「グローバル IP 対応戦略センター」-国内 IP 関係機関」をつなぐネットワークを構築することにより、政府レベルの政策を調律して海外進出 IP 中小企業を支援し、グローバル貿易環境の変化に対応

ー有望 IP 中小企業の海外進出およびグローバル IP 中小企業としての成長を支援

ーIP 関連国内外関係機関の調律および海外進出 IP 中小企業支援に対する調律

□ワンストップ総合 DB システム構築

○グローバル IP 技術と市場に特化した「ワンストップ総合 DB」の構築

ー海外進出 IP 中小企業が出捐機関別に存在するすべてのウェブサイトを訪問せず、ワンストップ訪問で解決できる総合的/体系的な DB 支援 (KOTRA 内に設置-「グローバル IP 対応センター」を運営)

ー有望 IP 技術、産業別、地域別に区分され、支援するグローバル IP 対応の総合 DB

***関係部処** : 産業部、中企部、特許庁

課題2 | パテントボックス制度の設計および改善方向

1. 研究背景

- 韓国は研究開発投資の拡大と特許出願・登録の量的成長にも関わらず、開発された技術と IP が企業の間で移転されるか、または事業化を通じて経済的に利益を創出ことが不十分であった。
- 研究開発の活動だけを支援する現行の租税支援制度では研究開発の成果を市場まで導くに当たって限界があり、そのために技術開発のみならず、開発された技術を事業化して企業の生産品に競争力を高める方法が必要である。
- 企業の研究開発成果の拡散および事業化を高めるために成果連携型租税支援制度としてパテントボックス制度を提案し、韓国の環境に合わせて適用可能な国内導入方法を提示する。
- パテントボックス制度の主な争点に関わる問題を探り、国内への適用問題および導入方法を提示する。

2. パテントボックス制度の概要

- （概念）パテントボックス制度 (Patent Box Regime) は、特許などの知的財産の事業化により発生した所得に対する法人税を減免してあげる制度
- （特許技術の活用促進）自国内企業の研究開発を促進し、その成果としてイノベーション基盤技術の移転および事業化を活性化する予定
- （投資誘致および産業育成）知的財産権を所有した多国籍企業の投資誘致を誘導し、特許などの知的財産権を活用した高付加価値産業を育成して経済成長および国家競争力の引上げに寄与する。
- パテントボックス制度を運営している国の大半が欧州に集中されているところ、知的財産を活性化できるという立場で、この制度を受け入れる国がある一方で、この制度が有害な租税競争を引き起こすか、または租税回避の手段として悪用される可能性があるという理由で批判する国もある。
- （導入背景）1973 年、アイルランドが知的財産関連研究の事業化を促進するために初めてパテントボックス制度を導入し、2000 年代に入り、欧州の主要国が研究開発の活動のみならず、研究開発の成果を活用し、知的財産の事業化を促進するためにパテントボックス制度を導入している。
- 欧州の国は、「欧州委員会条約 226 条」に基づき、自国の特許だけを対象に法人税減免の恵沢を与えられないため、自国企業の事業化促進のための制度としては限界があり、その代わりに多国籍企業の投資誘致目的のためのほうがより大きい。

- (OECD BEPS Project) 多国籍企業は、収益を極大化するために租税負担が少ない地域に移転する戦略をとっており、パテントボックス制度により商業活動が実際に行われる発生地または投資地域と、利益の納税申告地域を対応させられず、各国別に税源を蝕んでる問題が発生
- G20 加盟国が要請して多国籍企業の国際的租税回避戦略に共同で対応すべく OECD BEPS (Base Erosion and Profit Shifting、税源浸食と所得移転) Project が推進され、計 15 の実行方針のうち、Project Action Plan5 でパテントボックス制度の効果および機能に対して適切な均衡点を探す対策 (案) を提示した。
- BEPS Project Action Plan 5 では有害租税競争問題 (Harmful Tax Practices) に対応すべく連携アプローチ方法 (Nexus Approach) により知財関連所得に対する実質的な費用支出と特例税率の適用が受けられる収益を計算するように提案した。
- BEPS Project 最終報告書ではパテントボックス制度を有害租税制度で見なしてはいないが、該当制度を運用する国に対し Action Plan5 と同様の一定の改善を要求した。
- (国内租税支援制度) 韓国の租税特例制限法第 12 条をパテントボックス制度と比べる場合もあるが、「研究開発成果物の活用」という側面で類似している一方で、特許取引の活性化を通じたオープンイノベーションの促進を目的にすることと、対象を中小・中堅企業に限定しており、「IP そのもの」に対する税額減免という点において違いがある。

＜技術移転・取得・課税特例制度と特許ボックス制度の比較＞

	技術移転・取得課税特例	パテントボックス
目的	特許取引活性化を通じたオープンイノベーションの促進	外国企業の国内投資誘致 国内企業技術の海外輸出防止
方法	研究開発成果物の活用	研究開発成果物の活用
	「IP そのもの」に対する税額減免 技術移転および技術取得に対する税額減免	「IP 製品」に対する税額減免 技術移転所得のみならず、特許権などを通じた事業化所得に対する税額減免
対象	中小・中堅企業	企業規模の制限は無し

- (パテントボックス税率の適用) パテントボックス制度を適用する場合、知的財産と関連した収入と知的財産と関係のない収入で区分し、それぞれの特例税率と一般法人税率が適用される
- (純収益方式、net income approach) 知的財産の収益と一般収益をそれぞれ区分

し、それぞれの全体収入に対応して費用を除外し、課税所得を求めた後、特例税率と一般税率をそれぞれ適用する。純収益方式は、税金の減少が大きくないため、租税官庁は純収益方式を好む。

- （総収益方式、gross income approach）知的財産関連費用と一般収益から発生した費用を別途で区分せず、全体費用として一般収益から差し引くため、比較的に高い税率が適用される所得部分において課税標準を減らす効果があらわれ、税金の減少が大きいため企業が好む。
- （連携アプローチ法、Nexus Approach; BEPS Action Plan 5）知的財産関連の適格所得（IP 所得）を、より正確に計算するため、BEPS ActionPlan5 では企業が法人税を申告する居住地で実際に支出された費用のみ認める計算方式を提示する
- 既存の Patent Box 制度やこれに類似した税制を運営する国は、2021 年 6 月 30 日まで既存の Patent Box 制度が BEPS ActionPlan5 の立場に適合する改正が要求される。

3. Patent Box 適用の論理

□ Patent Box 制度導入の論理

- （イノベーションの成果）Patent Box 制度を導入した国のイノベーション成果指数が非導入国に比べておおむね高い水準となったが、導入国の平均イノベーション指数は、0.541 で EU 平均の 0.521 より高く、未導入国の平均は 0.430 で導入国に比べイノベーション指数が低いことが分かった。
- （研究開発活動の促進）Patent Box 制度の導入は特許の経済的価値を上げることとなり、特許を創出する研究開発活動を促進する。
- （事業化促進）イノベーション事業化によるリスクは高いが、特許 Box 制度は、企業が積極的に投資意思決定できるよう誘導する役割を果たす。
- （外国人投資の促進）低い法人税を利用して、知的財産権を保有している多国籍企業の工場を国内に移させるか、投資誘致および知的財産権の移転を誘引するなど、技術投資の国際競争力を高める。

□ Patent Box 制度の問題点と対応論理

- （研究開発支援の税額控除と重複支援）「研究開発活動 → 研究開発成果 → 事業化成果」の経路で研究開発支援制度と Patent Box 制度が重複するという意見があるが、Patent Box 制度は「研究開発成果 → 事業化成果」の経路を支援する制度であって、究極的な目的は技術開発のみならず、開発された技術を事業化して企業と企業の生産物に競争力を持たせることであるため、R&D 制度の目的と重複しない。
- （大企業に恵沢が偏る）大企業が持っている特許の数と品質および事業化の能力が高

く、事業化による競争力確保に寄与するところが大きければ、大企業を支援から排除するよりは大企業の恵沢と中小企業の恵沢の割合に差等をつけて大企業への偏りを解消。

- (税込減少) パテントボックス制度の事業化促進を通じて企業収益が増加することにより、税金が増加する効果と企業の実質税率が減少し、税金が減少する効果が同時に作用されるが、長期的に特許基盤の収益を補填し、企業間の公平性を損なわないよう巧みに制度を設計する必要がある。
- (租税回避戦略) 知的財産権は不動産など、一般的な固定資産に比べ、流動性が大きい資産であり、パテントボックス制度と同じく有利な条件の税制恵沢を付与する国や地域に知的財産権が移転されるかもしくは企業が研究開発センターや製造工場などを移転させることで国際的な租税競争を誘発し得るが、BEPS Action plan5 の連携アプローチ法を積極的に受容して租税回避戦略を防ぐことができる。
- (技術戦略の逆選択) パテントボックス制度の租税恵沢を活用するために不要な特許の取引や製品生産に利用することができるため、まず、パテントボックス制度の恵沢範囲を国家戦略目標に限定し、検証された特許技術に対して税制恵沢の支援ができる。

4. パテントボックス制度の国内導入案

- (政府 R&D 事業連携型) 中小・中堅・ベンチャー企業を対象に、政府 R&D 事業のなかで技術開発の目標または技術に基盤した製品開発の目標が提示されている課題の結果物に対して、該当特許を活用した売上げおよび技術移転にパテントボックス制度を適用する。
- (第四次産業革命技術、戦略産業技術能力増進型のパテントボックス) 未来の主要素材・部品・設備産業などの国家戦略産業の技術能力増進および製品開発・量産の中核的な特許を対象にパテントボックス制度を適用して発展させ、戦略産業の過度な技術貿易依存度を解決する。
- (サンドボックス連携型のパテントボックス) 中小・中堅・ベンチャー企業を対象に、一時的規制の特例適用を受けるサンドボックス事業に対し、パテントボックス制度を適用してシナジー効果を高める。
- (大企業の租税支援方向の切り替え) パテントボックス制度を導入すると、IP 競争力が高い大企業に租税恵沢が集中され、大企業への特惠になるか、又は税金が減少する恐れを勘案して、大企業に対しては「研究開発そのもの」の租税支援を減らす代わりに、「技術事業化促進」のための租税支援として租税支援の方向を変える方法がある。
- (大・中小企業の適用差別化) 大企業と中小企業のパテントボックス適用の法人税率を異なるように適用し、パテントボックスの税率を適用する所得金額に上限を

設定することによって大企業への偏りを緩和する。

- (国内企業限定) パテントボックス制度の導入目的を海外資本の投資誘致に置かず、韓国企業のイノベーション活動および事業化の引上げに置き、パテントボックス制度の恵沢対象を「韓国企業が産出した知的財産権」に限定する案がある。

***関係部処**：企財部、特許庁

課題3

職務発明補償金の算定において、新たな使用者の利益額の算定法理を提示

1. 研究背景

□職務発明補償制度

- 発明振興法第15条などにより、会社は従業員（発明者）に正当な補償をしなければならない。
- －該当職務発明による会社の利益を基準に正当な補償額を算定
- －会社が職務発明を実施して売上げを獲得した場合、その売上高を基準に正当な補償額を算定

2. 個別の主題別研究結果

□会社利益算定における実施料率の活用

- 会社利益＝売上高×実施料率×独占権寄与率×寄与度
- －実施料率の概念に対する理解が足りない
- －実施料率の概念に対する理解が職務発明補償金の法理全体に影響を与える。
- －韓国と日本の著名な大学教授も実施料率の概念を理解していない。
- －実施料率が利益率および技術寄与係数を包括する概念である点を明確にしなければならない。
- ドイツの法理
- －ドイツでも実施料率を適用している。
- 今後の研究課題
- －ドイツの資料を通じて実施料率が利益率および技術寄与係数を包括する概念であることを明確にしなければならない。
- －必要に応じてイギリスの法理も調査しなければならない。

□実施料率の算定方法における混沌

- 韓国および日本の現況
- －さまざまな関連要素を総合的に考慮
- －日本ではそのような総合的算定をちゃんぽん式算定、おおざっぱな算定と批判
- 改善案
- －米国のジョージアパシフィック方法またはドイツの実施料比較法が参考となる。
- －（少なくとも複雑製品では）寄与度を実施料率と別途算定しなければならない。
- 追加研究事項
- －実施料率を求める算定において米国、ドイツの法理を研究しなければならない。

□寄与度の算定法理の定立の必要

○寄与度の定義

－適用された全体技術の価値のうち、該当職務発明の価値の割合

○現況および問題点

－判例で寄与度を算定するにあたっての一貫性が確保されていない。

○寄与度の法理方向

－職務発明補償金の算定における補償金の過載を避けるためにトップダウン式算定方法が活用される可能性がある。

－トップダウン式算定方法は該当製品または部品に対する全体実施料率（top）を全体発明の数で割って発明一つ当たりの実施料率を求める方式である。

－ただし、この方式は補償金を過度に下げる結果をもたらす可能性がある。

○今後の研究課題

－割る全体発明の数に無効技術、低い技術、公知技術などは含めてはならない。

－除外する職務発明、技術を判断する基準に対する研究が必要である。

□独占権の寄与率（超過売上率）の算定

○発明新興法第10条第1項に基づく会社の利益

－該当規定によると、会社は発明者（従業員）から特許の譲渡を受けなくても対象の職務発明に対して最小限の無償の通常実施権を持つ。

－その規定に基づき、会社の利益は該当特許の独占権を享有して得る利益から該当の無償通常実施権を享有して当然得べき利益を控除したこととなる。

－会社利益＝独占権による利益 - 通常実施権による利益

○現況および問題点

－独占権寄与率を求める方式に対して論じた論文や判決が存在しない。

○独占権寄与率の算定公式の提案

－通常実施料および専用実施料を比較し、独占権寄与率を求めることができる。

－そのために、通常実施権者としての市場シェア、通常実施料率および専用実施料率が提示されなければならない。

○追加研究事項

－市場での状況は非常に多様

－いくつかの状況を包摂できる一般法理に対する研究が必要

□発明者貢献度の算定

○発明者貢献度の定義

－職務発明の創出のために会社と発明者（従業員）が協力するが、発明者が貢献した程度を貢献度と称する。

○現況および問題点

ー発明創出後の事情を考慮した判決と考慮していない判決に分けられ、一貫性がない。

○日本およびドイツの法理

ー日本は特許法改正を通じて発明完成後の事情を考慮するようにした。

ードイツは依然として発明完成までの事情だけを考慮している。

○今後の研究事項

ー日本式またはドイツ式のうち、どれが妥当であるかに対して比較法的研究が遂行されなければならない。

□共同発明者の判断基準

○現況および問題点

ー請求項の特徴的構成要素に対する寄与の可否を判断する客観的基準および発明者間における実質的相互協力の存在の有無を判断する主観的基準が必要である。

ー現在の多数説は、主観的基準を要求するものであり、それにより集まった後で変形された発明に対しては誰も権利を持たない。

○新たな法理の提案

ー発明者間で意見交換がなくても相互作用、認知または結合が存在する場合は共同発明者性が認められる。

□共同発明者持分比率の算定方法

○現況および問題点

ー共同発明者間の持分比率の算定方法は研究されていない分野である。

○新たな算定方法の提案

ー請求項の特徴的構成要素を基準に該当要素に対する寄与度を算定する方式を提案

○今後の研究課題

ー研究の過程が重要な実験の学問である科学分野で共同発明者の持分比率を算定する方法を開発しなければならない。

***関係部処：**特許庁

課題4 公共機関のSWライセンス運営方策の点検およびガイド

1. 研究背景

- 毎年 SW ライセンスの問題で公共機関（民間を含む。）と企業間の争いが発生しているが、対外秘密で合議しているため結果は分からない。

<SW ライセンス紛争事例>

- 2010年 農協 vs IBM (DBMS) 間のライセンス紛争
- 2012年 国防部 vs Microsoft (OS) 間の2,000億ウォン相当の紛争
- 2016年 韓国電力 vs SAP (ERP) 間の著作権国際紛争調整申請
- 2017年 KT vs SAP (ERP) 間の著作権国際紛争調整申請
- 2018年 KB 国民銀行 vs Tmax Soft (DBMS) 紛争 (IBM ライセンス)

- グローバル SW 開発 Tool の使用 1 位である Java の課金政策変更
- 韓国において開発された情報システムの大半が Java で開発されているところ、Java SE8 (Standard Edition¹) が今年 (2019) から無料アップデートを終了²するため、今後、問題発生の可能性がある。
- 発注者である企業や政府機関の大半が政策変更を認知しておらず、IT 予算の樹立やメンテナンス管理³部分に支障が起こるものと予想される。

2. 現況および問題点

- 紛争発生後から解決（訴訟や合意）までに多額の費用がかかる。
- 最初の契約時に供給社のライセンス政策を理解せず、最安値で優先契約をすることで、今後の使用ライセンスに問題が発生
 - 適合したライセンス政策ではない最安値のライセンス政策は、導入時期には問題にならないかもしれないが、今後の運営の際に必ず紛争が発生
 - 供給者の担当者変更やライセンス政策変更の際に、より多額の費用が発生
- 限られた予算のせいで、紛争の直接的な原因は未解決
- 合意をしても裏合意（次期購買保障、他事業で購買保障）により、今後、また別の問題⁴発生の可能性を内包

¹ 大半の使用者（企業、公共機関など）が、Java SE6, 7 バージョンを使用

² 持続的な Update & Patch を受けようとする場合、購読ライセンス (Subscription License) を購入すべき

³ 未契約の際に新たな Version Update が不可能ことはもちろん、セキュリティ Update も不可能

⁴ 問題となるソフトウェアライセンスに対する追加金額の支払いにより、他のソフトウェアの予算縮小などの悪循環が発生

○大半がグローバル SW 企業とのライセンス紛争により、相対的に規模が小さな国内 SW 企業へと被害（予算の引き下げ）が直結

□供給企業のライセンス政策変更への対応が不十分

○発注者（運営者）は保有している SW のライセンスを正確に認知しておらず、ライセンス政策の変更の際における先制対応が混乱

3. 政策代案

□ライセンス紛争事例を比較・検討し、供給者間の間接的な知財権の侵害防止案を講じる。

○予算の限界により、特定企業のライセンスを優先的に購買するために、他の企業の値下げ、条件などの知財権侵害を防ぐための、機関の特性に適合し、今後の運営に備えるためのライセンス購買方法を講ずる（SW ライセンス運営のガイドの活性化）。

□毎年繰り返されるライセンス関連問題を根本的に解決するために現在保有した IT 資産の実査で正確な状況把握が必要

○特に Oracle Java SE 部分は市場実態を把握して今後の対応が必要

○既存の購買済みのライセンスも組織の変化に伴う適切な方式⁵を検討

○ライセンスの購買/追加の契約の際に該当機関の政策樹立が必要

－共通でユーザー、サーバー、サイト、購読（Subscription）などの供給社のライセンス政策を把握して手続きと方法を明文化

－該当機関に最も適切なライセンスを採択できるような手続きを樹立

－購買担当者は供給者のライセンス政策変更に常に関心を持って対応

□IT 資産管理（SAM⁶）導入

○該当機関の IT 資産を正確に把握して管理政策を樹立/運営

－保有した IT 資産の正確な実査が必要（ライセンスの数、使用者の数、サーバーなど）

－需要機関と供給企業間の合理的な SW ライセンス運営ガイドを制作して機関別に細部運営ガイドに沿って運営

○管理台帳などの手作業ではさまざまな SW のメンタネンスが不可能であるため、IT 資産管理システムを導入/運営を検討

－購買組織や管理チームを新設してメンタネンス管理

***関係部処：** 文体部

⁵ 使用者（User）別、サーバー（Server）別、サイト（Site）別など、最適ライセンス

⁶ Software Asset Management

課題5 IP 基盤創業成功要因の分析による革新創業先導モデルの樹立案

1. 研究背景

□最近のグローバルリーディングカンパニー（IBM、インテル、クアルコムなど）および知的財産権を先取りする企業（NPE 含む）は、保有した知的財産権を製品化して特許ロイヤルティ、特許販売など、新たなビジネスモデルを通じた莫大な収益を創出している。

○クアルコムは 2016 年基準で、主要国を対象とした強力な特許ポートフォリオを構成（*）しており、2016 年クアルコムの世界売上高の約 231 億ドルのうち、特許収入は、77 億ドル、営業利益は全体 83 億のうちの 65 億ドル（78%）と、特許収入が非常に高い。

*米国 2 万 6,500 件、中国 1 万 3,600 件、日本 1 万 3,500 件、欧州 1 万 3,100 件、1 万 1,500 件出願



<Qualcomm IP ポートフォリオ>

○また、IP を主力製品として販売する会社（ARM、NPE）は、有望技術に対する特許権を先取りし、自社の技術を使って製品を造る企業に対し、特許侵害の警告状を送り、訴訟を提起することで、売上高を確保（ロイヤルティ収入）

□知的財産権を活用した企業間ビジネスモデルが活性化されることにより、事業価値がある特許権の確保が企業価値を決定するにおいて大きな影響を与えている。

○知的財産権は、単純に自社の主要技術を保護する役割から、企業のグローバルビジネス競争力を把握できる重要な指標となる。

2. 現況および問題点

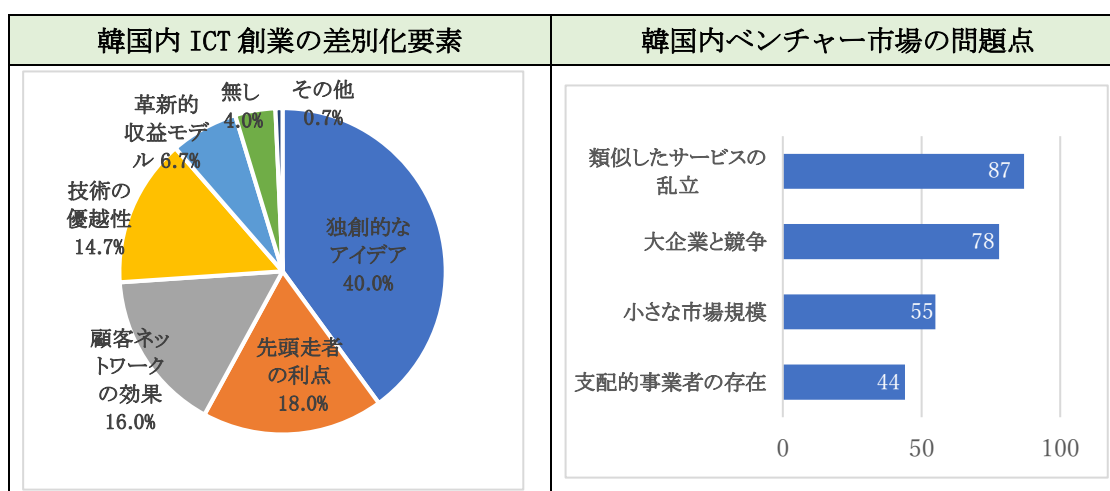
□2018 年における技術を基盤とした創業企業数は、21 万 2,237 社であり、創業企業数は増加しているが海外主要国に比べ付加価値の低い。生計型創業の割合が高く、未だ IP 基盤の創業の数と増加速度が遅い。

	創業の動機 指数	チャレンジ型創 業	生計型の創業
スイス	9.1	87.1	7.4
米国	6.9	78.3	8.1
イギリス	3.7	84.2	12.9
ポーランド	6.6	90.9	8.1
スウェーデン	4.4	73.4	9.3
韓国	3.2	77.1	21

「資料」 GEM、「Global Entrepreneurship Monitor Global Report 2018」

□現代経済研究院（2017）報告書によると、韓国でイノベーションを標榜する新規創業の割合は、全体の0.5%に過ぎない実情であり、青年創業の場合、63.4%が卸・小売業、飲食業などの生計型の創業が大半であると調査された。

□韓国の技術を基盤としたスタートアップ企業は独創的なアイデアで創業をしたとはいえ、類似サービスの乱立により、事業が困難となっている（McKinsey、2015）。



□スタートアップ、ベンチャー・中小企業は、技術開発とサービス販売開始などの目に見える成果に関心を持ち、特許などの知的財産権の確保には関心を持ってない。

○サービス以降、大企業および他の企業が技術やデザインなどを侵害した時に、知的財産権を主張することができず企業の生存に影響を与えることとなる。

3. 知的財産基盤の創業概要

□中企部では技術創業の定義と範囲を以下のとおり広義的に定義

○特定分野のイノベーション技術を創出する事業を開始することとして、該当企業群

を定義する一貫した用語はないが、OECD - EU は、製造業および高知識サービス業を技術・知識基盤産業と分類

＜中小ベンチャー企業部の技術創業定義（広義）＞	
①	（製造業） 全体製造業を技術基盤の業種に含め、技術水準別（先端技術、高技術、中技術、低技術）と区分した 韓国標準産業分類体系中分類 24 の業種 *OECD は、製造業を技術集約度により、先端技術、高技術、中技術、低技術と区分して提示しており、EU は OECD の基準を準用
②	（知識サービス業） 高知識サービス業を技術基盤業種に含める 韓国標準産業分類体系中分類 15 の業種 *OECD・EU は知識集約度により、高知識サービス業、低知識サービスと区分、EU で提示する知識サービス業は OECD より広範囲

□IP 基盤創業は、知的財産（IP）が創業企業に資本として投入された類型で、技術創業の協議の類型を定義することができる。

○IP 基盤創業企業：特許など、知的財産権を資産化にし、知的財産権が結合されたビジネスモデルを樹立して、これを通じて会社を設立・運営する形態

○IP 基盤創業企業の類型：大学技術持主会社の子会社、研究所企業、新技術創業専門会社など、知的財産（IP）の資産化を通じて出資した企業として定義できる。

□IP 基盤創業は、IP ビジネス類型により、①IP ライセンス類型（NPE など、最初から収益モデルをロイヤルティに限定）、②IP ライセンスと結合された製品販売の類型、③技術開発による IP の資産化を通じて事後の IP ライセンス類型として区分

□（投資→回収循環模型）IP 基盤創業の最も大きなメリットは、企業を売却・清算する際に企業が保有した知的財産権を評価し、残存の企業価値について評価を受けることができるため、知的財産権売却などを通じて投入された費用を回収することができる。

4. IP が創業企業に与える経済的効果および生存に与える影響

□IP を基盤とした創業企業の成長関連源泉 IP 保有の有無が企業価値、雇用創出の効果などに肯定的な影響を与えると研究⁷されている。

○米国経済研究局は米国のスタートアップが特許を取得した時に平均的に 16 名を、追加で雇用でき、次の 5 年間 1,060 万ドルの売り上げが増加したと推算

○米国特許庁（2015）によると、技術創業企業が特許の登録を受けた場合、今後 5 年

⁷ 米国技術基盤スタートアップの経済寄与および示唆点

間の雇用が 36%増加、売上が 51%拡大されていると調査⁸

□フランスで 2007～2012 年の間、フォローアップをした結果、特許を保有した技術創業の成功率が 30%である反面、特許が無い企業の成功率は 8%⁹と、成功率の差が 22%に及んだと調査

□サムスン経済研究所¹⁰によると、知的財産を基盤としたイノベーション型創業の 3 年生存率は、全体のベンチャー企業生存率の 2 倍を超え、雇用規模も 3 倍になる。

○特許を保有したスタートアップは、全体スタートアップの平均より創業 5 年後の雇用成長率が 54.5%、売上成長率は 79.5%、ベンチャーキャピタル投資は 47%も高い。

□中小企業中央会の統計によると、国内中小企業のうち、51%が特許紛争の可能性が高く、40%は特許紛争に無防備状態であることが分かった。

□特許審判院において、2000～2013 年の 5 年間の大企業と特許訴訟を繰り広げた中小企業の第 1 審の敗訴率は、89.9%に及んだと調査。

□米国のベンチャーキャピタル協会の投資を受けたスタートアップのうち、約 70%が知的財産関連紛争の経験を保有しており、これにより 58%が非常に深刻であるか、または相当、深刻な企業の経営危機を経験したと回答。¹¹

○米国の Hastings College 法大で 200 のスタートアップを対象に調査した結果、特許紛争訴訟に 10 万ドル以上を使ったスタートアップが 57%と調査

5. IP 基盤創業モデル

□公共（研究機関）の IP と創業アイデアが結合した IP 基盤創業モデル

○（既存の支援プログラムの限界）既存の創業支援プログラムは創業以降、企業の成長に合わせて支援プログラムを運営し、創業 SEED 発掘の段階では創業者の能力強化教育、起業家精神教育などのプログラムが大半である。

—創業者のアイデアを公共機関の特許でビジネスモデルを保護し、市場のニーズを反映してサービスの高度化（pivot）を推進するプログラムを提案

⁸ 第四次産業革命と知的財産：特許を通じた雇用創出（中都日報、2018 年 03 月 8 日）

⁹ 特許・商標などの知的財産が創業の質を決定（電子新聞、2017 年 6 月）

¹⁰ 毎日経済（2018 年 8 月 21 日）再引用

¹¹ Feldman, R, 「Patent Demands & Startup Companies: The view from the Venture Capital

Community」Yale Journal of Law and Technology、Vol.16(2) pp.235-284. 2014(KIIP報告書再引用)

＜各部処で運営中の創業支援プログラム＞

	創業・教育	施設空間	メンタリング・コンサルティング	事業化	R&D	政策資金
アイデア・予備創業者	中企部 教育部 特許庁	中企部 科技部 文体部	中企部 科技部 農林部 特許庁	中企部 科技部 雇用部 文体部	科技部 農林部	金融委 教育部
設立 (1年以内)	中企部 文体部	中企部 科技部 文体部	中企部 科技部 農林部	中企部 科技部 雇用部 文体部	科技部 農林部	中企部 農林部 金融委
創業初期 (1～3年)	中企部 文体部	中企部 科技部		中企部 科技部		中企部 農林部 金融委
成長期 (3～7年)				中企部		
全周期		中企部 科技部	科技部 特許庁 農林部	中企部 科技部 文体部 農林部	中企部 科技部	中企部 科技部
再挑戦			科技部	中企部 科技部	中企部 科技部	中企部

- (新規モデルの必要性) IP 基盤の創業の場合、破壊的なイノベーションを追求しつつ、成功した場合には急激な成長および投資の回収 (exit) が可能。
 - * 韓国創業企業の生存率：創業3年後41%、5年後25%、10年後8% (2013年OECD)
 - * 米国でもスタートアップの成功率は5～10%となり (Harvard Business School)、VC投資を誘致したスタートアップの20%だけが高い収益率で exit し、80%は廃業または現状だけを維持
 - IP 基盤企業の成功可能性を高めるために市場変化を反映した事業アイテムとビジネスモデル (BM) の修正が必須的である。
 - * 米国のペイパルは初期にセキュリティ S/W で始めたが、6回の修正を重ねて現在のオンライン決済サービスを完成した。成功するスタートアップは平均2回程度の BM モデルを修正
- (推進方向) 創業者が保有したサービスアイデアと公共研究機関が保有した技術特許をマッチングして相互足りない領域を補強し、結合されたサービス模型にビジネスモデルを修正 (pivot) して特許基盤のサービスになるように支援

- (事業モデル)アイデアを保有した創業者と公共研究機関の特許マッチングをして創業者のアイデアを IP で補強し、IP ビジネスモデルを樹立して創業
 - － (創業者) 技術基盤サービスアイデアを基盤に創業準備者を選定
 - － (公共研のマッチング) 創業者のアイデアを基盤にビジネスモデルを樹立し、該当ビジネスモデルに合う大学・公共研究所の特許とマッチング
 - － (BM の樹立) IP 基盤の BM の樹立および事業計画書の作成のためのメンター・コンサルティング支援
 - － (創業準備) 事業計画書の樹立後、企業設立などの創業を実行

<新規事業モデル>



- 中小・中堅企業 IP 基盤の社内ベンチャー設立支援
- (IP ビジネスモデルの不足) 2017 年の 1 年間、保有知的財産権を活用し、IP ビジネスを行った企業 (売却・移転) の割合は 5%であり、IP ビジネス件数は 4.8 件と調査され、保有特許対比 IP ビジネスの活用率が低い¹²。
 - －知的財産権を売却・移転した企業の割合は、企業の類型別で見ると、中小企業が 5.3%、中堅企業が 3.3%、大企業 3%と調査
 - －IP ビジネスを実行するに当たり、最も大きな隘路事項は需要-供給先の発掘の難しさ (29%) が挙げられている。
- (新規モデル) 最近の製品寿命周期の早い変化、世界経済の沈滞による製品販売成長率の低下など、企業の成長率が下がっているが、IP ビジネス市場は毎年成長している。
 - －国内外知的財産権を保有した企業の IP 基盤社内ベンチャー設立を支援 (保有特許の診断・評価を通じて収益創出可能な特許基盤企業の設立)
 - －親会社の IP 基盤を通じて設立され、初期は収益創出により生存可能性を高めつつ、収益モデルを多様化して企業を成長させる。
- (推進モデル) IP 診断を通じて IP ビジネス特許発掘・ビジネスモデルの樹立

¹² 知的財産活動実態調査 (KIIP、2018)

- (IP 診断) 企業が保有する国内外特許のうち、IP ビジネスが可能な特許を発掘
- (IP ビジネスモデルの樹立) 発掘された特許を市場の需要を反映した BM 樹立支援
- (IP 基盤社内ベンチャー設立) IP 基盤社内ベンチャー設立を通じて初期親会社を通じて収益を創出し、その後で収益モデルを多様化して独自生存

□理工系修士・博士論文の技術開発成果を活用した創業支援

○ (推進方向) 2018 年の理工系修士 (1 万 4,722)、博士 (5,357) 卒業者の研究成果 (約 2 万件の新技術) を活用した創業活性化

- 毎年、全国の大学で約 20,000 件の新技術が開発されるが、ほとんどが活用されず死蔵 (*) されている。

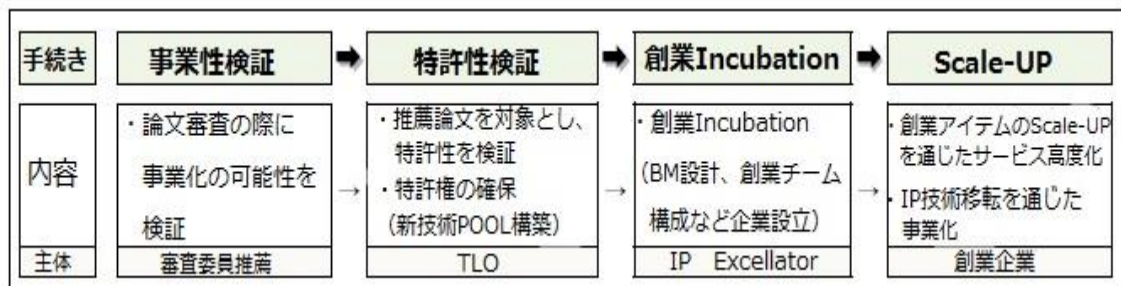
* 創業者のうちの修士・博士の割合 (2014 年の創業 7 年以内の企業 198 万社のうち) 5.3% に過ぎない。

- 事業化可能性が高い研究成果物を選別し、IP 化および BM を樹立して Scale-UP を通じて社会的活用可能性を増大させる。

○ (事業モデル) 修士・博士卒業論文中、事業性および特許性が高い技術を発掘して IP の確保、BM の樹立などを通じて創業を推進

- 論文審査の前に TLO に事前申し込みを行い、論文審査の際に事業化専門家を審査に参加させ、事業化可能性を検証
- 事業化の可能性が高い論文に対し TLO で特許性の判断を行った後、特許を確保
- IP 確保後、創業 Incubation を通じて創業チームを構成 (試作品の製作・量産支援、金融支援)、創業の意思のない特許は TLO で技術移転を推進
- 創業の後、Scale-UP 支援を通じて製品およびサービスの高度化を開発

< 創業支援手続き (案) >



* 関係部処：中企部、特許庁

課題6 職務上の著作物に対する法制度の改善策

1. 研究背景

- 2018年12月、活用専門委員会の議論案件（「職務発明補償制度の改善策（案）「特許庁提案」）の検討過程に比較的に劣悪な著作権分野における職務上著作物制度に対する検討の必要性が提起される
- 特許分野の場合、職務発明の権利帰属および補償体系の構築のために発明振興法（1994年制定）が別途施行されている。
 - －発明振興法は、発明者主義を貫き、実際に発明をした者に「特許などを受けられる権利」が帰属され、使用者には通常使用権を保障
 - －契約や勤務規定を通じて使用者が特許などを受けられる権利を受け継ぐか、または専用実施権を設定できるが、この場合、従業員は法律上正当な補償を受ける権利を持つ。
 - －これに対し、著作権法上の職務上著作物は、著作財産権と著作人格権がすべて原始的に使用者に帰属され、勤労者に別途の補償請求権が認められない。
- 特許庁提案の法案（発明振興法改正（案）第16条の2）は、職務発明に対する権利を受け継いだ大学、政府出捐機関および特定の研究機関など、使用者などが特許などを出願する意思が無い場合、発明者がその権利について譲渡を受けられる方法を規定している。
 - －使用者などが受け継いだ発明または著作物が活用されることができず、死蔵される状況を防止するための公共の必要性が存在
 - *職務上著作物の場合、創作者である勤労者は著作物に対し、法律上どのような地位や権利も持てない点で権利回復に根本的な限界が存在し、この部分の是正が必要である。

2. 職務上の著作物関連現行法制度および海外立法事例

- 著作権法第2条31号および第9条

第2条（定義） 31. 「職務上の著作物」は、法人・団体その他の使用者（以下、「法人等」という。）の企画のもとで、法人などの業務に従事する者が職務上、作成する著作物をいう。

第9条（職務上著作物の著作者） 法人などの名義で公表される職務上著作物の著作者は、契約又は勤務規則等において特別の定めるものがない場合にはその法人等となる。ただし、コンピュータプログラム著作物の場合は公表されることを要しない。

- 職務上の著作物に該当し、法人などが著作者として認められるための要件：①法人などが著作物の作成に関して企画すること、②法人などの業務に従事する者が、③職務

上作成すること、④該当著作物が法人などの名義で公表されること、⑤契約、勤務規則などに特別の定めがないこと

－検討の参考になる著作権法の条文：第2条第2号、第10条、第14条

第2条（定義） 2. 「著作者」は著作物を創作した者をいう

第10条（著作権） ①著作者は第11条乃至13条の規定に基づく権利（「著作人格権」）と第16条乃至第22条の規定に基づく権利（「著作財産権」）を持つ。

②著作権は著作物を創作した時から発生し、手続きや形式の履行は必要としない。

第14条（著作人格権の一身専属性） ①著作人格権は著作者一身に専属する。

□職務上の著作物に関する海外法制度の検討

○英米法系の場合、使用者などに職務上著作物の著作権について最初の帰属を認めるが、著作人格権が認められないため、著作財産権のみ帰属される。

－米国の場合、「Works made for hire」の概念で委託著作物も契約を通じて職務上著作物に含められるよう定めており、使用者に著作者の地位を認定

○大陸法系の場合、著作人格権の概念が存在し、創作者主義を貫き、職務上著作物の著作権が勤労者に帰属される一方で、使用者に財産的使用権が帰属されるなどの方式をとる。

－ドイツの場合は最も原則的な立場を堅持し、フランスの場合は「集合著作物」という概念（多数が寄与するが、個々の寄与度を判定できない場合）を設定し、この場合、公表名義により著作権が帰属されるようにした。

*韓国が最も直接的に著作権法をモデルにしたのは日本の著作権法であり、日本の著作権法は著作人格権の概念を認めるが、職務上著作物の場合は使用者に著作者の地位そのものは認め、勤労者には別途の地位や権利を認めない。

3. 職務上著作物制度と関連して考慮すべき事項

□一般的な個人創作物と違って使用者である法人が著作物の創作に深く介入する。

○法人が発議や企画の方法で創作に関与し、作業に必要なインフラを提供

○使用者は従業員に賃金を支払い、勤労者は所属の法人に業務として該当著作物を創作するため、追加的な経済的補償が必要であるかについて疑問が生じうる。

□発明と著作物の違い

○発明に比べて著作物はその種類および著作の形態が非常に多様であるため、一義的に規定すると不合理な結果を生む可能性がある。

－職務発明の場合は複数人の努力により結合されて一つの発明を完成し、これによって特許を受けられる権利も1つに過ぎないため、寄与者は自分の寄与度による補償請求権を持つ。

ーこれに対し、職務上著作物の場合、一つの著作物の中でこれを構成する複数の細部著作物が存在する（ex. 映画著作物は脚本、セット、構成、音楽、映像、編集などの複数の著作物が結合されて成立）。したがって、細部構成の著作物に一々著作権が個別的に成立し、これを各々の権利者に個別的に帰属される場合、全体における職務上の著作物を商業的に活用するためには、收拾がつかないほど複雑な権利関係を克服しなければならない。

○発明に比べ著作物の経済的価値が低い場合が多く、著作物で認められる基準が不明確であるという点

ーしかし、最近のゲーム/ソフトウェアや放送/文化コンテンツの経済的価値が高まることで、これと同じような主張が必ずしも成立することではない。

○職務上著作物の場合は多数の創作者が参加するケースが多く、個々人が該当著作物の創作に寄与した程度を評価することが難しい。特に著作物は創作過程が時間と努力に定量的に比例するよりは直感的、即興的なケースが多い。

ーしかし、少数または単一の創作者が存在するか、または個人の寄与度が明確な場合も多数存在し、多数の寄与度評価は発明においても同一に問題となる。

4. 政策代案およびその意義

□法制度の検討方向：著作権法の根幹である創作者主義を堅持することで制度の論理的妥当性を守護しつつも、そのような変化を通じて個人の権利または地位を保障することが、産業上著作物の利用/活用を阻害する結果が生じないようにするという大前提で維持

ー産業上活用可能性を確保するためには職務上著作物に対する権利が一つの主体に集中される必要があり、一方で著作権が人格権と財産権に区分される点を考慮する必要がある。

○職務上著作物制度の検討の争点は、①従業員に対する著作者の地位認定の問題と、②職務上著作物に対する権利帰属の問題、③従業員に対する経済的補償請求権の認定問題に分けてみるべきである。

ー対比される経済的発明振興法上職務発明制度の要旨：①発明者主義を貫き、発明をした従業員に原始的に権利が帰属される一方で、②該当権利が使用者に譲渡でき、③この場合、補償請求権を認めること。

○業界の意見収斂の結果、勤労者に対する補償はさほど問題になっていない。給与を既に支給しており、その他にインセンティブなどの内部的補償制度が既に作動されているという評価。したがって、職務上著作物に対する補償請求権の法的な補償は時期早々という意見が多い。

- －著作物に対する正当な補償が問題となる大半の事例は「委託著作物」の場合として、甲/乙間の交渉力の違いにより、契約条件が顕著に不公正に設定された場合である（*雲パン、覆面歌王の事例など）。
- －ただし、著作物の商業的成功に関わらず、勤労者に対する給与以外の別途の補償が必要ではない趣旨ではなく、これを著作物の種類を問わずに法的な権利として一律的に認めることが適切ではないという意味である。
- 創作者主義により、著作権が基本的に著作者個人に帰属される一方で、法人などが著作財産権の承継を受けられる手続きを保障し、著作人格権が個人に帰属されることで、産業上の利用が阻害されないよう権利濫用を防止できるよう改善

□著作権法改正案の提案

- 著作権委員会は2016年および2018年に2回にかけて職務上著作物法制度に対する研究検討を行い、そのうち2018年度の案が現在の本委員会が追求する方向に符合すると判断
- －第45条（著作財産権の譲渡）③職務上著作物の著作財産権は特約がない限り、法人などに譲渡されたことと推定する。
- －姓名表示権、同一性維持権に対する制限規定の追加 / 公表権は現行の法律内でも同意推定の規定が存在
- 「譲渡推定」の規定により、職務上著作物は一旦使用者に譲渡されたとみて、その法的効果が発生し、反証責任はこれを主張する者（主に従業員）にある。
- －従業員の補償請求権を法律として認める場合、使用者への譲渡推定規定に法律的な条件を賦課することとなり、産業上の活用可能性に背馳する結果が発生する恐れがある。
- －推定規定により、特約の存在は従業員が立証しなければならない点で法律的に大きな意味を持たないが、一次的には紛争時に特約の存在有無に対する点検をすることとなり、発展的には個別的な約定を通じて著作権の譲渡およびそれに対する補償について合意をしなければならないという方向性を提示できるという点で意味のある文句と判断される。
- 特約の不在を前提とするだけに、長期的に各々の業界の特性を反映した約定を締結できるよう奨励/勧告しなければならないが、具体的な条件は文化体育観光部などの主務官庁で標準契約書などの方式で提示する必要がある。

- 本著作権法改正案の意義：創作者個人が権利帰属の流れのなかで実在することで、論理的一貫性を貫き、今後、公的な目的で死蔵された著作物に対する権利を回復しようとする時にもその権利の根拠で作用することができる。

□追加的提言：職務上著作物関連法制度の整備において最も難しい点は、あまりにも多様な著作物の形態を問わずに一つの一義的規定を置くことにある。したがって、ゲーム/ソフトウェア著作物と同じく商業的価値が大きな反面、個々の創作行為が大きな意味を持ち、集団的努力に比べ寄与度の評価が容易でないいくつかの分野に対しては、別途の法律を新設して、職務上著作物に対する法制度を別途で整備する方案を考慮する必要がある。

***関係部処：** 文体部

課題 7 第四次産業革命時代に相応しい実用新案制度の改善方策

1. 研究背景

- 技術の寿命周期が短くなり、漸進的な技術開発が行われている現代の技術環境のもとで、実用新案制度の改善および活性化の検討が必要
- 初期の実用新案制度は、特許「発明」よりは高度ではないが、保護の必要性のある「考案」を保護するための制度で、産業発展期に途上国が自国の産業発展のために導入
 - －第四次産業革命時代に技術の変化推移に合わせ出願が減少（実用新案出願の割合は特許の約4%）している状況
- 第四次産業革命時代を迎え、ハードウェアからソフトウェア分野へと技術の開発トレンドが切り替えられている。
- 欧州特許庁（EPO）は、2020年に請求される特許出願の50%以上がソフトウェア関連発明になると展望

2. 現況および問題点

- ソフトウェア関連技術の大半は方法クレームを中心に記述されており、物件請求項だけが認められる実用新案制度で保護を受けることが難しいという問題点が存在
- 技術のライフサイクルが短くなるソフトウェア関連技術に対し、相対的に権利期間（10年）が短い実用新案的保護方法の必要性が台頭
- 実用新案の進歩性判断と関連し、「容易に発明」することができれば、特許を受けることができないという特許法の規定も曖昧であるが、「きわめて容易に」という実用新案法上の表現はさらに曖昧である。
- このような曖昧な規定は、実用新案登録出願よりは特許出願をするようになる一つの原因として作用している。
- －実務上、実用新案法の進歩性判断基準が特許法の判断基準と同じく運営されているため、特許法と差別化されることができず、小発明保護制度としての趣旨が色褪せた状況である。

3. 政策代案

- 実用新案の保護対象の拡大
- 実用新案制度は、特許制度と区分し、死蔵されやすい小発明を保護する趣旨で導入されたことを勘案すると、特許制度と区分されない程度までその保護対象を拡大することは適切ではないと考えられる。

- また、そのように保護対象を拡大する場合、実用新案制度を運営している他国との国際的な調和の側面でも問題が発生する可能性がある。
- 可能ないくつかの代案のうちの一つは、現在の実用新案法を変えなくても、実用新案法の解釈を違わせ、クレームの記載方式が物のクレーム形態とおりに記載されているのであれば、請求項の記載された実体的内容が方法や手続き内容を一部含めるとしてもこれを実用新案法で規定する物品性の不足という理由で拒絶しないドイツ式実務の採用を検討する必要がある。
- 機能的クレームの認定とともにソフトウェア関連発明の実用新案法的対応を模索することができる。
- 特に技術のライフサイクルが短いソフトウェア関連技術の場合、相対的に権利期間が短い実用新案による保護を図る実益がある。

□実用新案の審査簡素化の推進

- 出願人の立場で審査を受ける行政手続きが簡素化され、実用新案登録出願に対するアクセス性が強化される審査簡素化を考慮する必要がある。
- 審査簡素化の方策として無審査登録制度の復活を考えられるが、従来の無審査登録制度が廃止されたのは、登録された実用新案登録出願の大半に対する技術評価が請求され、無審査制度の運用趣旨が無くなるという点で従来と同一な水準の無審査登録制度を改めて導入することは無理と判断
- 現行の実用新案法は審査請求された出願に対してのみ審査するものと規定しているが、手続きの簡素化のためには審査請求制度を廃止することを提案
- 審査請求を希望しない出願に対しては審査猶予申請を可能とさせ、審査請求制度と共に審査請求料を免除すれば、発明者（考案者）の立場では実用新案登録出願を負担なく併せてできるため、実用新案登録出願の活性化に役に立つものと判断される。
- 実用新案登録の出願に対しては、優先審査に準ずる処理期間を保障すれば、発明者の立場では早い権利化が実現できるため、実用新案登録出願の活性化に大きく役立つと判断される（審査期間の短縮とともに審査請求料の免除または減免する制度を同時に施行すればシナジー効果が大きいと予想）。
- 小発明に対する個人出願を活性化するために特許庁に専担相談コーナーを作るか、または出願人に対する明細書作成教育の拡大などがその方策になり得ると考えられ、既に施行中の国選弁理士制度を活用するか、または大韓弁理士会との協力なども考慮する必要がある。

□実用新案の進歩性要件の再検討

- 実用新案の登録要件を特許より緩和する場合、保護範囲の判断基準や権利の存続期間、法的救済などに対しても併せて検討する必要がある。

- 一特に保護範囲と関連してみれば、進歩性要件を廃止する場合、保護範囲判断の際に均等論の適用を排除し、文言侵害に該当する侵害態様のみを規律することを考えてみる必要がある。
- 一権利の存続期間や法的救済の問題も基本的に登録要件の設計と連動して検討する必要がある。
- 一小発明保護の必要性が認められれば、登録要件を特許法より緩和する一方で、保護範囲の判断や権利の存続期間、法的救済の側面から特許法と差別化する方策について主要国の事例を検討
- 実用新案登録要件の緩和方策としては、①新規性のみを要件とし、進歩性の要件は廃止する案、②低い水準の進歩性要件を設ける案、③進歩性を代替する新たな要件（例えば、付加価値性）を設ける案などが考えられる。

***関係部処：**特許庁

課題 8 初期の中小ベンチャー企業支援に向けた知的財産の特例上場制度の導入

1. 研究背景

- 創業初期の中小ベンチャー企業は事業の資金調達に困り、良いアイデアを持っているにもかかわらず、適切に事業を推進できない場合が多い。
- 金融機関の貸出を通じた事業資金の調達は、中小ベンチャー企業の負債比率を高め、銀行の貸出政策の変化などにより、企業の存立が脅される可能性も高いほうであり、企業の信用度により、貸出の条件が非常に厳しい。
- 政府や自治体の支援事業などを通じた事業資金の調達は、支援事業の受注と関連した手続きの複雑性、事業計画書作成の難しさ、課題選定後の課題運営手続きの複雑性により、初期の中小ベンチャー企業が活用するに当たって難しい面がある。
- 投資誘致を通じた事業資金の調達は、人的ネットワークが形成された状況でないと投資者の誘致が難しいという点で、初期創業企業らが容易に活用できる方法とは見難い。

2. 現況および問題点

- 中小ベンチャー企業の資金調達の限界を克服するために KONEX 市場が存在する。
- KONEX 市場は、実績が可視化されていない創業初期の中小ベンチャー企業も上場できるよう支援するために別途の財務要件を設定しておらず、KOSDAQ 市場に比べ上場が容易という特徴がある。
- しかし、KONEX 市場に上場するためには指定諮問人（普通、証券社）との専任契約をしていなければならないなどの外形的要件があるが、創業初期の中小ベンチャー企業の立場では、このような外形要件を完全に備えることが難しい面が存在する。
- したがって、優れたアイデアを特許権で確保している創業初期の中小ベンチャー企業が外形的要件不備の理由で KONEX 市場に上場できない問題を解決すべく、知的財産の特例上場制度を導入する必要性が存在する。
- 一参考として、既に技術特例上場が存在するが、技術特例上場は技術性評価が多少主観的な基準で行われ、特許権の価値が適切に反映されていない点で限界を持っている。

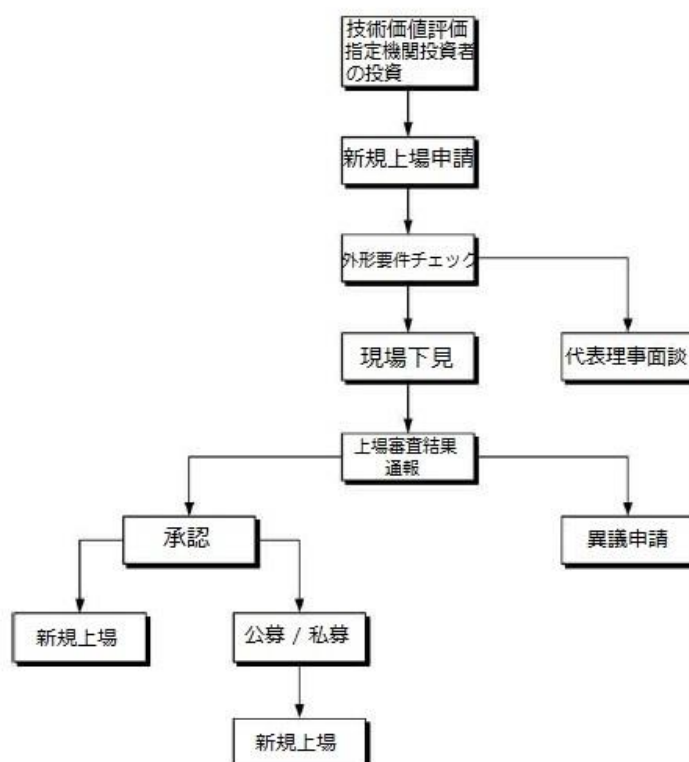
3. 政策代案

- 創業初期の中小ベンチャー企業のための KONEX 市場における知的財産特例上場制度の導入
- 中小企業基本法第 2 条による中小企業として、国で指定した発明の評価機関から特許権に対して技術価値評価を受けて所定金額以上の価値評価金額が算出され、指定機関投資者（VC など）の上場同意を得た企業は、指定諮問人専任契約無しで KONEX 市場で上場できるようにする。

＜知的財産特例上場の外形要件＞

区分	内容
投資誘致	・取引所が指定する機関投資者（指定機関の投資者）が10%以上の持分保有または投資金額が30億ウォン以上（6ヵ月以上）
技術価値評価	・発明の評価機関から評価を受けた特許権の技術価値評価金額が所定金額（例1.5億ウォン）以上 （上記金額は例示であり、技術分野により金額の算定が異なる。）
投資者同意	・指定機関投資者の特例上場および持分売却制限の同意

＜知的財産の特例上場の具体的手続＞



□知的財産の特例上場を基盤とした KONEX - KOSDAQ 市場進出のためのロードマップ

○優秀知的財産権を保有する中小ベンチャー企業が、知的財産特例上場を通じて KONEX 市場に進出した後に事業資金調達に成功し、知的財産権の事業化を基盤に財務安定性および技術力を確保すれば、このような技術力を背景に該当企業が KOSDAQ 市場に技術特例上場により進出できるようにするロードマップを提示することで、中小ベンチャー企業が中堅企業として成長できる枠を設けることができる。

<知的財産特例上場を基盤とした KONEX - KOSDAQ 市場進出のためのロードマップ>



□期待効果

- 優秀なアイデアを基盤に確保した知的財産権を保有している創業初期の中小ベンチャー企業が KONEX 市場に上場できるため、資金調達の柔軟性を持つことができる。
- 資金調達の柔軟性が持たれるため、ベンチャー創業を活性化させることができ、優秀なアイデアを保有しているが、資金調達の問題で事業に失敗する確率を減らすことができる。また、創業を夢見る青年が創業に積極的に挑戦できる環境が造成され、結局、優秀アイデアを保有している多様な中小ベンチャー企業が現れることにより、雇用率の伸び率も期待できる。
- 知的財産権の重要性と活用性が高まるにつれ、IP 市場の側面でもより多い知財出願および登録が発生すると判断され、技術価値評価市場の拡大により、IP 市場での需要が増加し、IP 分野での雇用創出効果も大きくなると期待される。
- KONEX 市場を活性化させることができ、KONEX 市場自体を優秀特許技術を持つ企業が上場した市場に特化することで、より多くの投資者が KONEX 市場に関心を持つよう誘導できる。

*関係部処：金融委、中企部、特許庁

課題9 ビッグデータの保護および活用促進に向けた法的問題

1. 研究背景

□AI ビッグデータの保護および活用促進の必要性

○データ時代における AI 基盤ビッグデータは、すべての第四次産業分野の主要要素であるが、これを活用して保護するための法制度の整備はいまだに不足

*2020年の世界データ市場規模は2,100億ドルに予測

ーデータの収集・分析処理において個人情報および著作権侵害の恐れにより、産業的活用に障害要因となっている。

ーAIが自動で収集して作った「非定型データ」は急増しているが、現行法上の保護は十分に行われていない。

2. 現況および問題点

□AI データの概念と流用性

○ビッグデータは分析を目的に収集されたデータが大量に発生することにより生まれた新造語

ービッグデータは定型データのみならず、認知技術の発達により反定型または非定型のデータまでデジタルデータで活用している。

*ソーシャルデータ、文字、音声、動画、イメージなど

ービッグデータは莫大な量の原始データ (raw data) を分析するために多様な研究に活用が可能

*データ取引および流通活性化でデータ量の確保が必要

ー過去、分析が難しかった非定型データを分析することとなり、データの結合・加工で新たな付加価値と洞察力を得ることとなる。

□ビッグデータの活用のための新たな分類

○ビッグデータの活用を促進するためには新たな分類体系が必要となるが、データの活用度により分類体系がある。

ービッグデータの活用のためにはデータの発生時点から今後流通が可能であるかを体系的に分類することが必要である。

ー例えば、「制約無しに公開が可能なデータ」、「非識別化と同じ加工過程が必要なデータ」、「著作権者より承認を受けなければならないデータ」、公開が不可能なデータなどで区分

□データ保護関連の懸案分析

○データは民法上物に含まれる無体物ではないため、所有権、占有権、用役物件、お

よび担保物件などの民法上権利の客体になれないことが学界の一般的解釈

ー現行法上データの保護は、「著作権法」上のデータベース、「不正競争防止法」上の不正競争行為禁止もしくは営業秘密保護、「コンテンツ産業振興法」上、デジタルコンテンツ制作者の保護などがある。

○日本不競法の改正公布（2018年5月30日）

ー限定提供データの不正取得および使用などに対する差止請求権および損害賠償請求権などの民事的措置を講ずる。

*限定提供データというのは、「業として特定の者に提供する情報であって、電子的方法（電子、磁気的方法、その他他人の知覚によって認識することができない方法）により相当量が蓄積され、管理されている技術上又は営業上の情報（秘密として管理されているものを除く。）」と定義（法律第2条第7項）

ー改正法は、技術的な制限手段の効果を阻害する装置などの提供などを禁止しつつ、民事的・刑事的救済措置を規定

区分	区分	保護側面				活用側面
		データベース	不正競争/営業秘密	公共データ	コンテンツなど	
国内	根拠法律	著作権法	不正競争防止及び営業秘密保護法	公共データ法	コンテンツ産業振興法	著作権法
	立法趣旨	データベースおよびデータベース製作者保護	ル目の成果冒用行為の規制（データに関する明示的規定無し）	公共データ解放および提供	DBをデジタルコンテンツ報告無断流用行為禁止	データマイニングの際に一時的複製、公正利用に該当するかが不明確
米国	根拠法律	判例法根拠	連邦営業秘密保護法	-	-	著作権法
	立法趣旨	Feist判決の後、さまざまな立法案が提案されたが、立法化失敗	不正な競争行為から保護/営業秘密保護	-	-	公正利用（fair-use doctrine）によるデータマイニング（第107条） （判例上データマイニング）

						公正利用の許容)
日本	根拠法律	著作権法	不正競争防止及び営業秘密保護法	-	-	・AI・データの利用に関する契約指針(2018) ・著作権法
	立法趣旨	・データベース製作者保護 ・創作性要件	<u>限定提供データ</u> の不正取得、使用に対する民事的救済手段 ・技術的制限手段阻害行為に対する規制	公共データのうち、個人情報である場合に限り行政機関が保有した個人情報保護法を適用		・AI・データの取引類型別契約検討事項および標準契約書の提供 ・データマイニングの際に発生する非定型データ複製責任免責/処理結果に付随な軽微な利用免責
EU	根拠法律	データベース保護指針	営業秘密指針		データ保護のための指針改正の議論	英国、ドイツ著作権法
	立法趣旨	DB に著作権と類似した排他的権利付与	営業秘密保護		・非定型データの保護 ・機械生成データの保護 ・データ活用標準約款	非商業的研究のための文字およびデータ分析を通じた複製許容

- データ活用に関する懸案分析
 - （国内）データ活用の法制度
 - ー米国、日本などとは違って、データマイニングに対する著作権の制限規定が不明確である。
 - （国内）データ活用の政策
 - ー公共・民間データの登録・仲介・販売・取引を支援するデータストア（2018年4月）
 - ーデータバウチャー支援事業（2019年、600億ウオン）
 - *2019年には約1,000社にデータ購買バウチャーを、640社にデータ架空バウチャーを支援
 - （米国）データアクセス/分析（データマイニング）に対する著作権制限規定の適用
 - ー著作物の公正利用（Fair Use）に対する一般的基準で解決
 - （米国）ビッグデータ R&D 戦略計画（The Federal Big Data R&D Strategic Plan）（2016年）の樹立および民間中心のデータ取引の活性化
 - *データを収集して販売する民間企業であるデータ「ブローカー（Data Broker）」の発達
 - （中国）貴陽ビッグデータ取引所（GBDE：Global Big Data Exchange）は、全世界初の国レベルのビッグデータ取引所として、有限責任会社形態で設立され、政府（36%）および4の企業（64%）が株主で計3,000社の企業が参加
 - （日本）「2016年に著作権法の改正（データマイニング著作権の制限事由）」と、2017年に個人情報保護法の改正（匿名加工情報）でビッグデータ利用促進のための法的基盤を構築
 - （日本）2018年6月15日に日本経済産業省は「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」を制定
 - *AI編167面、データ編167面、計334面
 - ー3つのタイプのデータ契約（①データ提供型の契約、②データ創出型の契約、③データ共有型（プラットフォーム）の契約）に関するガイドライン提示
 - ーデータの品質、データにより発生した損害の責任、派生データに関する利用権限と関連知財権などが主要争点、事例、標準契約書の提示

3. 政策代案

- データ活用促進のためのプラットフォームの高度化
- 韓国は政府主導により、ビッグデータ取引基盤の構築、人材育成などを積極推進中であるが、まだデータの流通の生態系は不十分
 - ー10大分野別ビッグデータプラットフォームを通じて良質のデータ確保・解放・共有、架空および分析などの全周期におけるデータ活用基盤の強化
 - ーデータ相互連携/互換のための標準樹立および品質管理が重要であり、これのた

めの法的基準およびガイド作成が必要

□韓国型データ取引ガイドラインの制定

○国内データ取引実用を考慮してデータ取引契約類型を、提供型、創出型、プラットフォーム型、マーケットプレイスなどで区分して事業者が自律的に活用できるように提供する

ー特に、韓国は10の分野で、ビッグデータプラットフォームを構築しており、該当分野に特化された契約モデルと利用規約を設ける必要がある。

□著作権法の改訂方策

○ビッグデータを類型別で分けて、情報解析に必要な範囲に限って著作物の複製・翻案をできる著作権制限規定を新設

ーデータマイニングの際に発生する非定型データに対する複製権侵害の問題を解決

○新たな知覚・情報を創出する電子計算機による情報処理結果の提供に付随する軽微な利用に対しても著作権の責任を問わないこととし、ビッグデータ産業の障害要因を除去する必要がある。

*2017年12月7日、パク・ジョン議員が代表発議した著作権法の一部改正法律案(2010698)

でビッグデータ活用の活性化のために情報を分析する過程で必要な場合、著作物などを複製できるように明示的に規定を提案(案第35条の3の新設、第35条の4など)

□データ流通取引の活性化のための法律制定

○現在、政府が推進している民間主導の「(仮称)韓国統合データ取引所」の設立に関する法的根拠とその運営に必要な規定を設けなければならない。

ー取引所の役割と機能、資格に関する事項、民間取引所との関係、国家データ取引総合現況室、市場秩序、アーキテクチャーの標準化、価値評価支援、品質評価、データキュレーター(ブロッカー)の育成、標準契約書の提供など

□データ保護のための法律改正

○ビッグデータに対する不正取得・使用・公開行為を不正競争行為と規律し、データに対し、相当な投資を行った権利者を保護できるよう、不競法上関連規定の新設が必要

ー日本の限定提供データ概念と同様に商品として提供されたデータ、コンソーシアム内で共有されたデータ、事業者が取引を通じて第三者に提供した情報など、いわゆるビッグデータに対する権利を不競法上における保護対象として編入

*業として特定の者に電子的方法で相当の量が蓄積・管理されている技術上・営

業上の情報

ーこのような権利保障を通じてデータ構築に対する投資を誘引することでデータ基盤のイノベーション活動に肯定的な効果を付与する制度として起因するものと期待

***関係部処**：科技情通部、文体部、特許庁

課題 10

韓国製薬会社の米国 First Generic の独占権を確保するための政策を提案

1. 研究背景

- 2012年3月15日に韓米FTAの発効後、3年猶予期間を経て2015年3月15日より医薬品許可特許連携制度が施行
- 制度施行後、韓国製薬会社はグローバル製薬会社のオリジナル医薬品の複製医薬品の開発に主力
- 韓国製薬会社におけるグローバル多国籍企業のオリジナル医薬品の許可を保有する製薬会社に対する（国内）特許の挑戦レベルが向上
- ジェネリック許可の要件に合わせるための特許審判請求件数は2015年度1,957件（取り下げ703件を含む）、2016年度は311件（取り下げ13件）など、現在審判請求件数の安定化傾向

- 韓国の許可特許連携制度の主なポイントは、特許に対する挑戦に成功し、一定要件を満足すれば、後発ジェネリックの市場参入を9ヵ月間遮断できる「優先販売許可独占権」が発生
- 優先販売許可権の母体は米国の製薬市場のファストジェネリック180日の独占権制度として、特許挑戦に成功したファスト（first）ジェネリック製品に180日の市場独占権を付与する制度である。
- 韓国製薬会社は一回すら挑戦したことが無かった。

2. 現況および問題点

- 米国薬事法上における医薬品許可の手続き
- NDA（New Drug Application）：FDCA § 505(b) の安定性と有効性を立証する十分な資料（full reports）提出が必要
- FDCA § 505(b) (1)：新規化合物または新規バイオ医薬品
- FDCA § 505(b) (2)：既許可医薬品（RLD、Reference Listed Drug）の変形、改良新薬に該当
 - ・新たな剤形/容量または新たな投与経路
 - ・複合剤活性成分の置換え（例えば、決定型や塩変更）
 - ・下のFDCA § 505(j) 限度を超える製剤の変化
- ANDA（Abbreviated New Drug Application）：FDCA § 505(j) 既許可、NDA製品のジェネリック医薬品のための許可
- NDA製品の安定性/有効性資料援用
- 活性成分、投与経路、投与形態、容量、ラベリングおよび適応証が同一

ー生物学的同等性の立証

ーPatent Certification を Paragraph I～IVのうち、一つを選択して提出

*FDCA § 505(J)ANDA Patent Certification

I. オリジナル医薬品に該当特許情報が提出されていない ()

II. オリジナル医薬品に該当する特許権の存続期間が満了した ()

III. オリジナル医薬品に該当する特許権の存続期間が満了した後にジェネリックを販売する予定 ()

IV. オリジナル医薬品に該当する特許権が存在するが、該当特許権は無効であるか、または侵害していないか、または Unenforceable ()

ーParagraph IV Certificate を選択して医薬品の ANDA 許可を申請する場合、一定期間/日程要件により、特許挑戦に成功した初の 1st Generic 許可申請会社に 180 日間の米国市場の独占権 (exclusivity) が発生

□First Generic 独占権に関する米国内の現況

○米国政府は、持続的にジェネリック医薬品の使用を奨励、競争促進

○韓国製薬会社が強みを持つ塩変更医薬品は、FDCA505(b)(2) 許可経路で、米国製薬市場で 3 年の独占期間の確保に該当

ーファストジェネリック 180 日の独占権よりも塩変更による 3 年の独占期間が、よりメリットがありそうなものにも関わらず、180 日の独占権挑戦が韓国製薬会社によりメリットがある：米国医療保健体系および流通網の特別な点により、米国市場ならではの特性に該当

*2013 年度韓米薬品が Astra Zeneca のオリジナル Nexium (Esomeprazole Magnesium) 特許に挑戦しつつ、エソメプラゾールストロンチウム塩医薬品を、FDCA 505(b)(2) で許可を受けたにもかかわらず、マーケティングに成功できなかった。

ー米国市場の 1st Generic 挑戦は、失敗した場合には 180 日に該当する独占販売用生産分量が消滅してしまう大きなリスクがある。

ー韓国製薬会社は、国内制度である許可特許連携制度を通じてジェネリック(完全ジェネリック/改良新薬)に対する豊富な開発経験を持つ。

ー成功した場合、米国内の 52 の州で 180 日間、別途の営業マーケティング活動無しに独占販売が可能

ーこれは新薬開発よりも短期間(3~5年)で、また、全体の R&D 投資費用も新薬より安価な投資で、もっと benefit が大きい事業になりうる。

○米国のジェネリック市場は、多国籍のジェネリック会社が熾烈な競争を繰り広げており、その中でも世界最大のジェネリック会社であり、ファーストジェネリック進出戦略の最大恵沢者である TEVA 社(最初のイスラエル法人として発足)は、2018 年の全体

売上高 20 兆のうち、米国ジェネリック市場における売上高が約 4 兆に達すると伝えられる。

- インド企業の躍進が著しく、2017 年度基準で、インド企業米国の全体市場におけるジェネリック許可の 40%である 300 品目に対する許可を得た。
- (期待収益) 180 日の独占権の獲得時に米国市場の予想売上高(最大原価の割合 40%で計算) \$1 billion を期待、(韓国市場の場合、一般的に原価の割合 30%を基準に開発を持続または中断有無を決定する。) 市場シェアは最初の 70%に仮定し、売上げ \$1 billion の場合、約 \$160M の予想利益が可能

3. 政策提案

- 特許庁または食薬処連携の委託事業化
- TEVA 社および Ranbaxy 社の米国のファストジェネリック挑戦事例分析およびイスラエル/インド政府の政策的支援有無の把握が目的 (現在、特許庁薬品化学課担当の審査官が食薬処と協議して予算を確保できる方策を模索中)
- 本制度に関連し、米国の最大企業が参加する ACI (America Conference Institute) 主管 ParagraphIV Dispute Master Symposium (annual) に参加支援

- 民間協議体の構成
 - 「政府-製薬バイオ協会-製薬会社」による戦略的協力企画団を通じた協力体系の構築」
 - ーファストジェネリック独占権の挑戦に失敗した際に、予め生産しておいた生産量を海外で消尽できる方策を設けた。
 - ー180 日の独占期間後から営業マーケティングの支援、薬価変更への対処法策の構築

- 製薬グローバル戦略研究所(仮称)の設立
 - 現在の米国 FDA Orange Book¹³に存在する医薬品特許目録のうち、許可申請日/許可日/特許権存続期間満了日/ジェネリック挑戦許可申請日/ジェネリック獲得を目的とする特許挑戦日などを調査
 - ーこれをデータベース化し、現在、臨床試験中である(許可予定、挑戦対象)医薬品の特許目録と各特許別の存続期間と、該当臨床試験中である医薬品が今後許可を受ける予想時点から、特許挑戦時期とジェネリック医薬品許可申請時期を判断できる根拠を設けた。
 - ーApproved Drug Products with Therapeutic Equivalence Evaluations¹⁴文書を通じ

¹³ <https://www.accessdata.fda.gov/scripts/cder/ob/index.cfm>

¹⁴ <https://www.fda.gov/media/71474/download>

た米国 FDA 薬物同等性の情報調査

－該当品目に関する特許事前調査の支援、該当既許可オリジナル医薬品の特許権の無効可能性に対する判断

－オリジナル医薬品の特許満了期間別の挑戦着手時期、検討品目の件数分析業務の遂行

－Approved Drug Products with Therapeutic Equivalence Evaluations¹⁴の文書を通じた米国 FDA 薬物同等性情報の調査

－該当品目の特許事前調査の支援、該当既許可オリジナル医薬品特許権の無効可能性に対する判断

－オリジナル医薬品の特許満了期間別の特許挑戦着手時期、検討品目件数の分析業務の遂行

※関係部処：食薬処、福祉部、特許庁

添付 2	2015～2019 年知的財産問題の政策化推進現況
------	---------------------------

◆2015～2019 年における知的財産問題に対する部処別推進計画を委員会に報告後政策化推進（*計 45 の問題、82 の細部課題のうち、60 の課題が完了、14 の課題が進行中、8 の課題は推進不要）

□2015 年の知的財産問題

*計 5 の問題、7 の細部課題が推進完了

問題別の推進課題	関係部処別の推進現状	
「問題 1」 職務上の著作と委託製作の創作者権利振興のための政策提言		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 創作者尊重の取引/委託契約文化の形成 - コンテンツ分野別の取引、契約類型にともなう標準契約書の作成および適用 - 委託契約ガイドラインの広報、教育 	<p>「科技情通部」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デジタルコンテンツ標準契約書 5 種の改正および公正取引ガイドライン冊子の配布（2015 年 12 月） ・ デジタルコンテンツ標準契約書の普及および共存協力協議会運の営（20 回）、公正取引教育および法律諮問（1,358 件）など（2015 年～） ・ 標準契約書の現況把握のためのデジタルコンテンツ産業流通実態調査の実施（2015 年～2018 年） ・ デジタルコンテンツゲーム標準契約書（5 種）の制定（2018 年 11 月 1 日） <p>「文体部」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放送作家執筆標準契約書の制定および放送分野標準契約書の教育、OSMU（*）標準契約書の制定のための研究委託など（2017 年） <p>*One Source Multi Use：一つのコンテンツを多様なジャンルに変容し、付加価値を極大化する方式</p>	完了
<ul style="list-style-type: none"> ・ 職務上著作物の補償に対する法的根拠、ガイドラインの提示 	<p>「科技情通部」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準契約書の普及および活性化の 	完了

<p>- 補償水準と種類に対するガイドラインの作成、模範事例の広報および褒賞、補償奨励機関の指定</p>	<p>ための ICT 特別法一部改正の発議 (2017 年 11 月)</p>	
<p>「問題 2」 パテントボックス (Patent Box) 導入の妥当性の検討</p>		
<p>・パテントボックス制度導入方策の検討</p>	<p>「企財部」 <ul style="list-style-type: none"> ・「技術移転及び技術取得に対する課税特例」の延長 (2015 年 12 月 15 日公布) ・技術移転および技術貸与に対する税額減免制度を運営中 </p>	<p>完了</p>
	<p>「特許庁」 <ul style="list-style-type: none"> ・包括的知的財産税制改編方策の構築、企財部への建議 (2015 年 4 月)、知的財産税制改善方策 (韓国型パテントボックス) の構築 (2015 年 5 月) ・技術移転および取得に対する課税特例の改善 (2016 年) ・「知的財産税制改善計画」の樹立および租税支出建議書の提出 (2017 年 5 月)、特許費用税額の控除 </p>	<p>完了</p>
<p>「問題 3」 農業バイオ資源分野における国有知的財産権の効率的な実施方策</p>		
<p>・専用実施権に対する法令および制度改善を通じて技術移転の柔軟性を向上 - 専用実施権を事案別に弾力的に締結できるように契約期間、処分方法、技術料算定方式など関連制度・法令を改善</p>	<p>「農進庁」 <ul style="list-style-type: none"> ・農食品 R&D 技術事業化総合情報網の改善および国有品種保護権実施制度の改善 (実施期間、技術使用料など) (2015 年) ・品種保護に対する認識拡大により、技術事業化総合情報システムの利用率および技術移転件数の増加 (2017 年) </p>	<p>完了</p>
	<p>「特許庁」 <ul style="list-style-type: none"> ・国有特許権の売却および専用実施権の許容関連規定に対する細部指針の作成 (2015 年 12 月) - 国有特許専用実施権の処分手続き </p>	<p>完了</p>

	の樹立・施行	
「問題4」侵害者の利益額による損害賠償額算定規定の改善		
<ul style="list-style-type: none"> ・侵害者の利益額の全部を損害賠償額に算定 ・関連費用の証明責任を侵害者が負担するように切り替え 	「特許庁」 <ul style="list-style-type: none"> ・特許法第128条の改正（2016年施行） - 侵害者の証拠提出義務の強化および損害額の鑑定義務の新設など 	完了
「問題5」特許有効推定による特許無効判断基準の検討		
<ul style="list-style-type: none"> ・特許無効審判請求人に厳しい証明責任、明白な証拠原則を適用 	「特許庁」 <ul style="list-style-type: none"> ・当事者の訴訟手続き中止申請権の導入のための特許法の改正（第164条第2項） - 「特許権の法的安定性の向上のための特許審査審判制度の改善方策」 <p>*13次知財委に上程・議決</p>	完了

□2016年の知的財産問題

*計10の問題、22の細部課題のうち、21の課題が完了、1の課題は推進不要

問題別の推進課題	関係部処別の推進現状	
「問題1」 韓国伝統知識の産業的活用のための知的財産権の創出方策		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 伝統知識融合複合の統合プラットフォーム構築および運営 	<p>「特許庁」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 伝統知識 DB を持続拡大（関連論文、伝統食品、工芸、遺伝資源など） ・ 伝統知識 DB を公に開放 ・ 伝統知識関連の課題に対する IP-R & D 支援 	完了
<ul style="list-style-type: none"> ・ 記録がない民間伝承物および保有者に対する記録物の管理政策を推進 	<p>「文化財庁」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家無形文化祭伝承者の技能・芸能記録化事業を推進中 ・ 伝承者および研究者の所蔵写真と映像などのアナログ視聴覚資料の収集およびデジタル化 	完了
「問題2」 著作物の流通情報統合プラットフォーム改善に関する研究		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の著作物流通プラットフォームの活性化 <ul style="list-style-type: none"> - 公共部門デジタル著作権取引所の拡大、流動性の確保など - 民間部門、著作物流通プラットフォームの自律的「取引認証制」の導入を通じた流通活性化など ・ 公共および民間ポータル「著作物流通情報統合プラットフォーム」の構築 	<p>「文体部」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デジタル著作権取引所の活性化のための政策方向の設計およびデジタル著作権取引所改善方策の構築（2016年12月） <ul style="list-style-type: none"> - 著作権情報収集のチャンネル拡大、著作権利用手続きおよび関係情報の統合提供など ・ デジタル著作権取引所の改善のための予算を年次的に反映（2017年） <ul style="list-style-type: none"> - 著作権の認証/登録情報収集および連携基盤の構築、個人の著作権譲渡契約テストモデルの開発などの反映 	完了

「問題 3」 政府契約法令に知的財産および営業秘密保護規定新設の検討		
<ul style="list-style-type: none"> 政府契約法令上、知的財産権および営業秘密侵害保護規定の構築 	<p>「企財部、特許庁」</p> <ul style="list-style-type: none"> * 知財権侵害に対する救済は国家契約法ではない該当法令で規定が必要 ・(企財部) 具体的な制度改善の要求がある場合、国家契約法令に反映可能 ・(特許庁) 営業秘密など知財権保護関連の企財部契約例規の整備済み 	完了
<ul style="list-style-type: none"> 契約相手の知財権保護および活用に対する認識向上 (ガイドラインなどの提供) 	<p>「特許庁」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業秘密原本証明サービスの拡大および営業秘密保護文化造成のための広報強化 (2016 年) - 営業秘密標準書式活用ガイドを構築し配布 	
「問題 4」 職務発明承継制度の改善方策		
<ul style="list-style-type: none"> 職務発明承継意思の自動通知ができるように通知方法を改善 ・現行規定での権利承継時点を早めることができるように問題を改善 ・職務発明の二重譲渡問題の改善 (使用者主義の導入または善意の購買者よりも使用者保護規定の導入など) 	<p>「特許庁」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度改善案の導出および発明振興法の改正を推進 (2016 年) * 第 17 次知財委に上程・議決 - 発明振興法改正案の公聴会を開催 (2016 年 10 月) ・発明振興法の改正案を国会産業委に上程 (2017 年 3 月) - 上程時に改正不要意見の提出により改正案を廃棄 (終了) 	完了

「問題 5」 保険医療分野における知的財産創出および活用強化方策		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険医療分野における知的財産事業化統合管理体系を構築し、低調な事業化率を改善（部処レベルでの統合保険医療技術、事業化支援システム、バイオ医療クラスター、R&D 成果物の技術事業化支援予算の増額など） ・ 事業化の成果向上のために制度改善および支援プログラムの拡大（R&D 評価システム改善、知的財産基盤創業の活性化支援、国際技術取引市場の造成など） 	<p>「福祉部」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漢方医薬の伝統知識保護育成のためのコンテンツ開発（2016 年） - 医方類取要約書の発刊および国訳ロードマップの作成など ・ 保険産業関連知財権取引の活性化推進（2017 年） - 優秀技術対象 IP 委託契約の締結、事業化有望技術を対象とする IP 委託契約の締結、事業化有望技術を対象とする海外特許出願支援など * 「バイオヘルス技術ビジネスエコシステムの造成事業」を通じて R&D 研究成果の事業化・実用化成功率の増加 	完了
	<p>「産業部」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ R&D 成果物を活用したバイオ企業の創業活性化支援の強化（2016 年） - 「有望バイオ IP 事業化促進事業」などの施行、技術移転活用資料などを構築 	完了
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内外出願の不均衡解消のための支援方策 - 国外出願支援 IP 投資ファンドの造成、実施企業の海外特許費用の分担など 	<p>「特許庁」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府 R&D 特許設計の支援事業（2017 年 84 の課題）を通じて、海外特許出願の設計課題支援（32 件） 	完了
「問題 6」 知的財産活用促進のための租税などの支援方策		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の IP より収益が発生した場合にも税制の優遇を付与（租税特例制限法の新設） ・ 職務発明使用料の収入にも非課税 	<p>「企財部、特許庁」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 知的財産税制改善計画の作成および租税支出建議書の提出（2016 年 3 月～4 月） ・ 租税特例制限法一部改正法律案を国会に上程（2016 年 9 月）→租特 	完了

<ul style="list-style-type: none"> ・企業に対する Patent Box 制度の導入（租税特例制限法第 12 条の改正） ・零細な個人や企業、非営利法人の IP に投資する個人、個人投資組合に税制の優遇 ・NPE 活性化のための制度的与件、インフラ造成の強化 	<p>法第 12 条の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> * 税額控除対象および割合：中小 7% → 中小 10%、中堅・大企業 5% <ul style="list-style-type: none"> ・開放特許を活用した中小企業の事業化支援のために無償で移転される開放特許に対する付加価値税の免除（付加税法第 29 条の有権解釈） ・職務発明使用料の収入非課税の拡大（所得税法第 12 条の改正） * 非課税適用対象：登録補償金→出願・登録・実施補償金など 	
「問題 7」医薬用途発明の特許保護範囲に対する政策提言		
<ul style="list-style-type: none"> ・「具体的進歩性判断基準の定立のための医薬発明の審査基準」を改正 	<p>「特許庁」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投与用法および用量の限定医薬用途 TF チームの構成、審査基準の改正作業（5～7 月）、審査基準の改正（2016 年 12 月） 	完了
「問題 8」知的財産人材育成のための IP-NCS（国家職務能力標準）拡大方策		
<ul style="list-style-type: none"> ・教育－資格－職場づくりと連携される IP-NCS 基盤の教育運営モデルの開発およびインフラの構築（段階的に推進） 	<p>「特許庁」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特性化高校に適用可能な特許エンジニアリング NCS の開発完了（2016 年） ・学習モジュールのテスト適用（2017 年～） ・特許エンジニアリング NCS 学習モジュールの開発後、配布完了 	完了
<ul style="list-style-type: none"> ・公務員人事制度の改善 - 知的財産権専門家を活用したさまざまな採用システムの導入 - 専門職位制度の導入、専門経歴官制度などの導入による頻繁な補職循環を防止 - 知的財産職列の新設および複数職位制度の活用 	<p>「人事革新処」</p> <ul style="list-style-type: none"> * 通常、人事職列の新設は、関係部処で必要性および妥当性などを検討した後、これを根拠に要請すれば法令改正を推進 * 補職任期および専門補職経路制は、各部処で採用した人員に対し、部処の特性に基づき決定 	推進 不要

	→関係部処の必要性について検討 推進が必要	
「問題 9」 知的財産中心の国家 R&D 成果管理のための政策提言		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家 R&D 成果管理のための知的財産 成果統計の体系的管理体系を導入 - 「政府 R&D 特許成果管理システ ム」、「国家科学技術知識情報サー ビス」の成果管理対象を知的財産全般 に拡大など - 知的財産関連事業成果を国家 R&D 標準成果指標に反映できる論理模 型の提示 	<p>「科技情通部」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部処の内部点検結果に対する科技 部の上位点検を通じて国家 R&D 事 業の特性を反映した明確な指標を 提案 (2016 年) - 6 の部処、176 の R&D 事業に対す る点検完了 - 成果目標・指標点検のガイドライ ン配布 	完了
「問題 10」 伝統文化（表現物）の法的保護に関する政策提言		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 無形文化財の補填及び振興に関する 法律」制定を契機に知財権争点と関 連した政策樹立およびロードマップ の構築が必要 - 産業的価値が高い伝統工芸材料など を中心に特許権、デザイン権、商標 権の現況調査および支援方向の樹 立、紛争対応方策の構築が必要 - 文化遺産の記録化/アーカイブの過 程で知財権争点の整理およびガイド ラインの提示が必要 	<p>「文化財庁」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無形遺産のデジタルアーカイブ構 築のための無形文化財および肖像 権同意書の確保 (2016 年) ・ アーカイブを通じた国民向けサー ビスの実施 (2017 年) 	完了

□2017年の知的財産問題

*計10の問題、19の細部課題のうち、14の課題が完了、5の課題は推進不要

問題別の推進課題	関係部処別の推進現状	
「問題1」知的財産集約産業におけるIP活用のための専門機関（産業別）の育成		
<ul style="list-style-type: none"> ・バイオヘルス分野の技術事業化統合専門機関の設立および育成 	<p>「福祉部」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健産業分野の技術事業化支援のための「保健産業の革新創業支援センター」の設置/運営方策および予算確保が完了 ・「保健産業革新創業センター」の開所および運営（2018年3月20日～） 	完了
「問題2」特許侵害損害賠償額の確定における寄与度算定基準の確立		
<ul style="list-style-type: none"> ・寄与率算定時に考慮できる細部的な判断要素に対する追加研究 -外国事例および法理など 	<p>「特許庁」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許侵害訴訟における寄与率算定基準の提示のために研究委託の実施（2017年7月～12月） ⇒寄与度算定法理研究および特許法第128条の改正方策を提示 	完了
「問題3」職務発明共同発明者の持分率に関する権利保護方策の検討		
<ul style="list-style-type: none"> ・共同発明者間の持分決定手続きを保障する方策の導入検討 例) 寄与率の決定は、発明者が自律的に行うようにするなど ・不測の損害および事後紛争発生の最小化方策を検討 例) 職務発明補償金支給の請求訴訟において従業員間の寄与率の変更を許容せず、必須的共同訴訟として運営するなど 	<p>「特許庁」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訴訟制度改善の必要性に対する研究（韓国知識財産研究院）を通じて検討完了 ⇒（方策①）職務発明訴訟中、発明者間持分率の変更請求の禁止：私的自治の原則の例外であるため、公益的必要性に対する慎重な判断が必要 （方策②）発明者間の持分率変更が必要な訴訟は、共同訴訟で運営：裁判請求権の制限が憂慮 （方策③）発明者持分率の変更時、 	推進 不要

	すべての共同発明者を訴訟に参加させる方策：現在の民事訴訟法上、必要な場合、当事者申請により共同発明者に訴訟告知が可能であるため、義務化をする実益が大きくない。	
「問題4」 国家 R&D 遂行段階における IP-R&D の拡大方策		
<ul style="list-style-type: none"> 大型国策課題の遂行段階でも IP-R&D の義務化 * 現行は、企画段階で IP-R&D の義務化 	「特許庁」 <ul style="list-style-type: none"> 科技戦略会議支援団の協議を通じて国家戦略プロジェクトの運営規定に IP-R&D 支援根拠を確保 (2017 年 2 月) 	完了
<ul style="list-style-type: none"> 政府出資研究機関固有事業の特許ポートフォリオ診断および強化戦略の構築 	「特許庁」 <ul style="list-style-type: none"> 2017 年大学/公共研究機関が遂行する 78 の政府 R&D 課題に対し、特許戦略の樹立支援 	完了
	「科技情通部」 <ul style="list-style-type: none"> 「グローバルフロンティア事業」専門機関と連携して研究団別の特性を反映した特許管理および事業化支援を強化 * 研究団別特性および需要を反映した IP 創出コンサルティング (成果分析、ビジネスモデル) および技術マーケティング (技術移転、創業) を支援 	完了
「問題5」 政府 R&D 国外特許の活性化方策		
<ul style="list-style-type: none"> 大学、政府出資研究機関、研究所保有の特許管理 - 不要不急特許の無償移転または権利消滅、優秀な政府 R&D 成果に支援の拡大など 	「科技情通部」 <ul style="list-style-type: none"> 特許資産実査の定例化推進 (「特許活用向上方策」(国家科学技術研究会) 後続措置) - 19 の政府出資研究機関 (研) が保有特許を等級化管理 (優秀等級はマーケティングの実施、低い等級は活用可能分野の 	完了

	<p>発掘または無償共有および権利放棄)</p> <p>*KIST、基礎 (研)、バイオ (研)、KISTI、漢医学 (研)、生産技術研究院、ETRI、国保 (研)、建設 (研)、鉄道 (研)、標準 (研) 食品 (研)、機械 (研)、材料 (研)、エネルギー技術研究院、電機 (研)、化学 (研)、原子力 (研) など</p>	
	<p>「特許庁」</p> <ul style="list-style-type: none"> • 大学公共 (研) の不要な特許を整理し、技術分類、技術移転の活用資料などの構築および「公共機関保有特許診断」を実施) (15 の機関) <p>*2017 年に国民大学、韓国生産技術研究院など 15 の機関に公共機関保有の特許診断支援、未活用特許の管理等級診断や技術分類、技術移転活用資料などの構築</p>	完了
<ul style="list-style-type: none"> • 国内外出願間の不均衡解消のための支援方策 -国外出願支援 IP 投資ファンドの造成、実施企業の海外特許費用の分担など 	<p>「特許庁」</p> <ul style="list-style-type: none"> • 政府 R&D 特許設計支援事業 (2017 年 84 の課題) を通じて海外特許の出願設計課題の支援 (32 件) 	完了
<p>「問題 6」人工知能 (AI) 技術および産業関連知財権深層分析および対応策</p>		
<ul style="list-style-type: none"> • 人工知能分野の技術開発-標準化-インフラ構築-人材育成などの総合的な産業連携体系の構築および運営が必要 • 重点分野別ごとに差別化された技術確保および投資戦略などの中長期ロードマップの構築が必要 	<p>「科技情通部」</p> <ul style="list-style-type: none"> • 「第四次産業革命を先導する主要技術対象技術の水準評価の結果および技術水準の向上方策」を国家科学技術審議会運営委に報告 (2017 年 12 月 8 日) <p>*第四次産業革命を先導する技術 (5 つ) を評価対象として選定 (3 月)、技術水準評価結果の導出 (7 月)、技術水準の向上方策の作成 (12 月)</p>	完了

	<ul style="list-style-type: none"> 人工知能、モノのインターネット、ビッグデータクラウド、3Dプリンティング、知能型ロボット 	
	<p>「特許庁」</p> <ul style="list-style-type: none"> 第四次産業革命の主要政策（政府R&D投資戦略、技術確保方策）樹立などに活用可能な客観的な基礎資料の作成 *人工知能分野の特許分析を通じて源泉、標準、有望特許の確保が可能な細部技術分野の導出（2017年9月、知財委議決） *人工知能を含めた5つの第四次産業革命先導技術対象の特許分析を通じて主要国の特許競争力の評価（2017年12月、国家技術審議会） 	完了
「問題7」私的複製補償金制度の導入研究		
<ul style="list-style-type: none"> 既存議論の検討および権利者団体の議論モニタリング 「私的複製補償金制度導入の必要性」に関する政策研究 利害関係者の意見収斂および追加議論の問題導出 	<p>「文部部」</p> <ul style="list-style-type: none"> 音楽、語文分野などの関連権利者団体の協議事項のモニタリング（2017年1～3月） 「私的複製補償金制度導入の妥当性」政策研究の推進（2017年11月～2018年2月） 研究委託推進の際に産業界、権利者団体などの意見収斂（2018年1～2月） 研究委託の結果を基にした制度導入関連の問題導出および検（2018年3月～） 	完了

「問題 8」 国家公務員および地方公務員の IP 専担人材の専門性強化方策		
<p>・技術職公務員に対する IP 教育および研修の強化</p>	<p>「特許庁」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公務員対象の IP カスタマイズ型教育（公取委、貿易委、陸・海・空軍など） （*）および公務員職務発明/ブランド管理実務教育課程（**）の運営 <p>*IP カスタマイズ型教育（2017 年 2～11 月、公取委 13 名、陸軍 59 名、海・空軍 39 名、貿易委 39 名、大田地検 13 名）の拡大運営およびイーラーニングコンテンツのレンタル（放射庁、陸・海・空軍）</p> <p>**公務員対象の職務発明実務者過程（68 名）、ブランド管理実務（30 名）教育課程の運営</p> <p>→中央部処および自治体担当公務員の専門性向上のためにオンオフライン教育拡大を正常に推進中</p>	完了
<p>・公務員人事制度の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> -知的財産権の専門家を活用したさまざまな採用システムの導入 -専門職位制度の導入、専門経歴管制度などの導入により、頻繁な補職循環の防止 -知財の職列新設および複数職位制度の活用 	<p>「人事革新処」</p> <ul style="list-style-type: none"> *通常、人事職列の新設は、関係部処で必要性および妥当性などを検討した後、これを根拠に要請すれば法令改正を推進 *補職任期および専門補職経路制は、各部処で採用した人員に対し、部処の特性に基づき決定 <p>→関係部処の必要性について検討推進が必要</p>	推進 不要
「問題 9」 自生植物資源の再評価を通じた創造的活用方策		
<ul style="list-style-type: none"> ・有用自生植物資源の有用性再評価などを遂行する部処レベルの研究協力体の構成 ・自生植物資源情報システムのコンテンツ-高度化 	<p>「環境部」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4 の部処（科技情通部、農林部、海水部、環境部）国家情報実務会議の開催を通じて、種目録比較の検討推進/生物資源統計標準（案）および情報連携標準（案）を推進 	完了

	<p>* 国家生物資源情報管理の実務会議の開催（４回）および科技情通部、農食品部、海水部に国家生物種目録を提供</p>	
<p>「問題 10」 公的開発援助事業（ODA）連携を通じた新知的財産の開発および活用方策</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・ ODA を活用した発展途上国の新知的財産開発および活用を知的財産基本計画に反映して官民協力型の政策を推進 ・ 遺伝資源および伝統資源活用のための ODA 事業推進体系の構築 <ul style="list-style-type: none"> － 関係機関間協業システムの構築、民間主体の参加、受援国と共同研究開発/収益配分体制の構築など 	<p>「外交部、農食品部」</p> <p>* 遺伝資源の発掘および活用を目的とする公的開発院調査業務は、韓国の国家品格や外交関係に負担になる可能性がある。</p>	<p>推進 不要</p>

□2018年の知的財産問題

*計10の問題、12の細部課題のうち、9の課題が完了、2の課題は進行中、1の課題は推進不要

問題別の推進課題	関係部処別の推進現状	
「問題1」大学・研究所と民間TLO間の協業を通じたR&D成果の事業化活性化		
<ul style="list-style-type: none"> 大学/研究所TLOと民間TLOの長所を融合してシナジーを創出する協業モデルの構築 	<p>「特許庁」</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学/公共研究機関が保有した優秀特許の海外収益化を支援するファンド組成（50億ウォン）。 大学/公共研究機関保有の優秀発明の国内外出願費用支援ファンド組成（20億ウォン） 	完了
「問題2」IP基盤の政府R&D課題選定の効率性向上		
<ul style="list-style-type: none"> ビッグデータを活用した技術トレンドの事前調査、挑戦、競争型R&D拡大などを通じて課題選定を効率化 	<p>「特許庁」</p> <ul style="list-style-type: none"> 国家研究データプラットフォームのテストサービスを開始（2018年12月） 「企画マル（韓国研究財団）」を通じた技術需要調査を随時運営 <ul style="list-style-type: none"> - バイオ医療技術（271件）、ナノ素材技術（165件）など クラウド型課題企画の活性化 <ul style="list-style-type: none"> - さまざまな主体の企画参加を背景に集団知性を通じた問題解決型の成果を創出 <p>* 開放型クラウドオンラインシステム（opencrowd.nrf.re.kr）</p> <ul style="list-style-type: none"> - アップロードされた研究計画書を対象に一般人がレスを通じて研究課題の意見提案、研究責任者のフィードバック <p>* ヒューマンプラス融合研究開発チャレンジ事業（2019年3～12月）</p>	完了
「問題3」リンクによる著作権侵害拡散に対する立法的対応方策		
<ul style="list-style-type: none"> リンク提供者の著作権間接侵害可能性を認める著作権法の改正 	<p>「文体部」</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門家の検討およびポータル社 	完了

	<p>などの利害関係人の意見収斂</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 討論会の開催およびコンセンサスの形成 	
<p>「問題 4」 特許権などに関する訴訟判決文公開制度の改善方策</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別なケースを除いては、すべての判決文の宣告を即時公開および公開方法の改善（民事訴訟法など改正） 	<p>「法院行政処」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統合インターネットホームページを構築し、確定された判決書を一つのサイトで検索・閲覧が可能 	完了
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許関連の訴提起事実の通報（法院→特許庁）および特許権者住所の全体公開（特許法などの改正） 	<p>「特許庁」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外特許庁の公報上の住所公開範囲の調査および IP 業界の公報活用と関連した意見収斂の実施 ・ 個人情報問題の解決のための「部分住所の申請」制度を通じて公報活用と個人情報保護を同時に解決可能 	完了
<p>「問題 5」 IP 信託制度を活用した IP 取引および IP 金融活性化方策</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・ IP 担保金融と信託制度を結合する方式の投資モデルの導入 	<p>「特許庁」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IP SLB (*) 投資ファンド運用社の選定（2018 年 12 月） *Sales and License Back - マザーファンドで最初に IP SLB 投資ファンドの組成を推進（326 億） - IP SLB 投資ファンド第 1 号の結成（2019 年 5 月） - IP SLB 投資ファンド第 2 号の結成（2019 年 8 月） * 営利法人の技術信託管理業の許容を可能にするために、技術移法の改正を提案したのだが、委託者の被害、不良信託機関の乱立などを理由に関係部処が反対 	完了

「問題 6」 公務員の知的財産能力強化教育課程の導入研究		
<ul style="list-style-type: none"> IP 業務担当公務員の専門性強化計画の樹立、公務員教育課程に知財権科目を必須に指定 	<p>「文体部」</p> <ul style="list-style-type: none"> 公務員対象の著作権研修を実施（年 2 回） <ul style="list-style-type: none"> -公務員対象の著作権研修（11 時間過程 19 名（11 月） -公務員対象の著作権教育（5 時間特講）：1 回、36 名（11 月） 	完了
「問題 7」 3D 図面データ取引活性化のための IP 管理方策の研究		
<ul style="list-style-type: none"> 3D 図面データの不法複製防止および体系的な管理のための取引プラットフォームの導入 	<p>「特許庁」</p> <ul style="list-style-type: none"> 音楽、語学分野などの関連権利者団体の協議事項モニタリング（2017 年 1～3 月） 「私的複製補償金導入の妥当性」に関する政策研究の推進（2017 年 11 月～2018 年 2 月） 研究委託を推進する際に産業界、権利者団体などの意見を収斂（2018 年 1～2） 研究委託結果を基にした制度導入関連問題の導出および検討（2018 年 3 月～） 間接侵害関連の特許法および実用新案法改正の議員発議（2019 年 3 月） <ul style="list-style-type: none"> -産業界の懇談会（2018 年 2～12 月）、公聴会（2018 年 9 月）の開催 *著作権法との衝突、産業界の否定的影響などで関係部処の反対、法案の通過が難しい。 	進行中
「問題 8」 警戒創作物保護のための現況分析		
<ul style="list-style-type: none"> 警戒創作物（*）保護のための別途規定を講ずる。 <p>*放送フォーマット、ゲーム計画書などの表現（著作物の成立要件）とアイデアの間</p>	<p>「文体部」</p> <ul style="list-style-type: none"> 著作権未来戦略協議体の運営（2018 年 5 月～11 月、計 6 回） <ul style="list-style-type: none"> -討論会の開催および意見収斂 	完了

領域にある創作物	*国際的・社会的コンセンサスの不在、韓国国内産業の現況、産・学界の議論動向などを総合的に考慮し、改正の妥当性可否などの検討が必要	
・アイデア奪取行為を違法の侵害行為として規定し活用	「特許庁」 ・2018年3月、不正競争防止法改正案が国会を通過 ・2018年7月、改正不正競争防止法の施行	完了
「問題9」国家的レベルでの効率的品種保護の管理方策		
・品種保護制度運営機関の協力強化	「海水部、山林庁」 ・2018年に3つの審査機関（農業・山林・水産）合同会議の開催（2回/6回、12月）および協力体系の構築	完了
「問題10」コミュニティ基盤の創作および利用活性化のための知財権モデルの研究		
・伝統文化のうち、多数の創作者が関与する分野（例：パンソリ（韓国の民族音楽）、民謡）の著作権にオープンソースソフトウェアのライセンスモデルを適用させる方策を検討	「文化財庁」 ・オープンソースコミュニティ基盤の共同創作モデルは無形文化財の補填制度運営と相衝が憂慮 ・無形遺産デジタルアーカイブを通じて放送、出版などの民間レベルの創作および利用に関する類似した効果を達成している。	推進 不要

□2019年の知的財産問題

*計10の問題、22の細部課題のうち、9の課題が完了、12の課題は進行中、1の課題は推進不要

問題別の推進課題	関係部処別の推進現状	
「問題1」CPO制度の活性化方向		
<ul style="list-style-type: none"> ・高品質のIP創出のためのIP獲得プロセスと研究開発プロセスの融合 ・CPOを問題解決型特許設計者に役割を定立およびIP-R&D遂行体系を単純化 ・特許の質的評価を推進し、CPO運営成果を測定 	<p>「科技部」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CPO役割の委託運営 <ul style="list-style-type: none"> -5つの研究団（人体感応、バイオマス、医薬バイオ、未来素材、ヘルスガード） ・特許専担官の指定運営 <ul style="list-style-type: none"> -3つの研究団（スマートIT、知能型バイオ、波動エネルギー） ・終了研究団の技術資産に関する実査を推進 -IP創出コンサルティング支援事業と連携して終了した3つの研究団の資産実査を実施 <p>*グローバルフロンティア事業に限り、 2023年に事業が終了する予定</p> <p>「特許庁」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究財団-特許戦略開発院間でR&D全周期IP戦略支援業務の協約締結 ・政府R&D優秀特許創出支援事業を通じて4つ事業団（*）に特許専門家を支援 <p>*K-MASTR事業団、P-HIS事業団、波動エネルギー極限制御研究団、イノベーション型医師科学者の共同研究事業団</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CPOの運営成果測定のために必要な特許成果の評価支援（2019年～） <ul style="list-style-type: none"> -韓国研究財団国策研究本部所管R&D事業の企画/評価/管理の全過程に活用可能なIP専門家プールの構築および提供(89名) 	<p>進行中</p>

	*運営成果測定を必要とする需要が不十分	
「問題 2」第四次産業革命時代の創意 IP 戦略（デザインと技術の融合を中心に）		
<ul style="list-style-type: none"> デザイン保護範囲の拡大（「物品」→グラフィックデザインなどを含む。）および法制度の整備 	<p>「特許庁」</p> <ul style="list-style-type: none"> 部処/専門家/業界の意見収斂および整備 -デザイン業界（2019年4～6月）、コンテンツ業界（2020年1～2月）、文体部（2019年8～9月）、弁理士会（2020年1～2月）、業界の懇談会および法改正案の作成（2020年2月）、委員立法発議を推進中（2020年2月） *保護対象（デジタル画像）拡大は著作権と重複保護が予想されるため、関連部処と円満な協議が必要 	進行中
<ul style="list-style-type: none"> 個別事業単位別の戦略的集中支援および小規模・短期・一括的支援の拡大により中小企業に対する支援効果を向上 	<p>「産業部」</p> <ul style="list-style-type: none"> 「デザインイノベーション能力の強化」事業の日没延長を確定 デザイン分野の R&D の戦略的支援拡大のための「予備妥当性の調査」を実施 - (2018) 404 億 1,700 万ウォン (2019) 421 億 3,000 万ウォン (2020) 437 億 2,000 万ウォン *デザイン R&D の場合、不十分な技術性などの事由により、予備妥当性の調査通過が難しい。また、集中支援のための予算拡大の限界が存在 <p>「特許庁」</p> <ul style="list-style-type: none"> 「グローバル技術イノベーションの IP 戦略開発」事業の実施（2016～）、13 の課題を完了 *（既存）特許→R&D→ブランド、デザイン（改善）ブランド→デザイン→特許→R&D 	完了
<ul style="list-style-type: none"> デザイン融合 IP 創出のための産/ 	「産業部」	完了

<p>学間、系列間の連携プロジェクトを支援し、高位級デザイン専門人材育成戦略の開発</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・デザイン融合専門大学院中心の人材育成事業を遂行中 *ソウル科技大、ハンソ大、UNIST、国民大、延世大、弘益大、韓国産業技術大など7大学 - 産学プロジェクトの支援（49件）、国際デザイン融合キャンプ（6月24～29日）、商品化全周期体験深化教育（2019年7～8月、ナイウェアなどの4社、学生58名）国内外就業・創業支援プログラム（2019年11月、1,538名）の運営など 	
<p>「問題3」 オープンソース SW 著作権の活性化方向</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・オープンソース SW 内の著作権およびライセンス情報交換国際標準の国内拡散 ・ライセンス表記ガイド伝播およびライセンス確認の検索ツールの普及 ・開発者対象の著作権およびライセンス表記方法の教育、学生対象 SW 著作権およびライセンス教育の実施 	<p>「特許庁」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープンソース SW ライセンス総合情報システム（www.olis.or.kr）を通じてSPDX、REUSE 関連情報収集および翻訳の提供（2019年） ・オープンソース SW ライセンス専門教育の実施 -ソフトウェア開発者（6回）、青少年（8回）、大学生（2回）などを対象とする著作権およびライセンス表記の標準内容教育 -SW 関連開発者を対象に正しいオープンソース SW ライセンス管理体の構築支援コンサルティング（32回） *オープンソース SW 活用は急増しているが、ライセンスに対する認識が低く、活用に制約、ガイド配布、教育、広報の強化などを通じて認識向上が必要 	<p>進行中</p>
<p>「問題4」 韓国-北朝鮮の知的財産権交流協力と政策方向</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・韓国-北朝鮮の知財権利相互認定の 	<p>「統一部」</p>	<p>進行中</p>

<p>ための交流協力の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間交流の拡大および韓国-北朝鮮間の知財権共同協議機構設立の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・韓国-北朝鮮の知財権制度の現況把握、相互協力のための交流活性化、情報共有方策の模索 <ul style="list-style-type: none"> -接触申告の受理（2件）、諮問会議の開催（2回）、専門家面談（2回） *韓国-北朝鮮の協力関係構築は対北朝鮮の情勢に大きな影響を受けることを考慮し、推進可能の可否の予断は混乱 <p>「文体部」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・韓国-北朝鮮の著作権交流協力の活性化のための研究を推進（2019年6～11月） ・韓国-北朝鮮の著作権政策セミナー開催（2019年11月） *国内における北朝鮮著作権分野の資料が不十分のため、北朝鮮の制度及び実態に対する深層研究の遂行が困難 <p>「特許庁」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策研究委託（2019年5月～12月） <ul style="list-style-type: none"> -北朝鮮の産業財産権競争力の分析および韓国-北朝鮮の産業財産権の協力方策 ・韓国-北朝鮮のフォーラムを3回開催 <ul style="list-style-type: none"> -ソウル（2019年7月、12月）、中国北京（2019年12月） *最近、韓国-北朝鮮の関係が多少緊張、北朝鮮内の知財権関係者と直接的接触が難しい。今後の友好的な関係の造成時に韓国-北朝鮮の知財権民間関係者間のセミナー開催を推進 	
--------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

「問題 5」 公共 IP・技術のグローバル技術事業化の活性化方向		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術移転事業化促進法の専用実施 例外条項を現場に適用する具体的 かつ明示的なガイドラインを提供 ・ 国家革新技術および戦略技術（物 資）の判断基準の明確化、手続き の簡素化 	<p>「産業部」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術移転事業化促進法施行令（第 26 条）の改正（2019 年 7 月 30 日） * 技術を登録した日から 1 年以内に通常 実施権の許諾を受けようとする者がい ない場合、専用実施権の許諾が可能 ・ 国家中核技術総合管理システムの構 築（2019 年 12 月） - 事前判定および輸出申告など審議 進行過程の確認可能、処理期間の 短縮 ・ 書面検討、審査手続き簡素化など 「産業技術保護専門委員会の運営規 定」を前面改正 ・ 国家中核技術指定に基づいた保障 - 国家中核技術を保有した中小企業 対象の政策資金融資の拡大、技術 信用保証料の減免、海外輸出の際 に信用保証の限度増額など - 国家中核技術および産業技術の保 有企業など 210 の企業にセキュリ ティ能力強化の支援（2019 年） 	完了
「問題 6」 文化コンテンツ金融支援の活性化方向		
<ul style="list-style-type: none"> ・ マザーファンドの文化計定を中心 に「文化コンテンツ制作者 IP 組 合」を新設 	<p>「文体部」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンテンツ IP ファンド組成予算 （150 億ウォン）の確保 ・ コンテンツ IP ファンド組成（250 億ウォン規模） - 文化コンテンツ源泉 IP（小説、ウ ェブトゥーンなどの 1 次創作コンテ ンツ）および著作権を活用した プロジェクトに投資 *2020～2023 年までコンテンツ源泉 IP な ど、活用プロジェクトに 150 億ウォン以 上の投資を予定 	完了

「問題 7」 著作権補償金分配の透明性向上の方向		
<ul style="list-style-type: none"> ・著作権補償金管理の委任を受けた指定団体の徴収補償金およびその利子を分配する義務を明確にし、公共機関が補償金を管理 ・未分配補償金の公益目的の利用範囲を限定し、その残りはすべての権利者に分配 ・補償金の分配および公益目的の利用関連管理および監督が必要 	<p>「文体部」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益の目的で使用可能な未分配補償金時期を延長（3年→5年）、今後管理者が現れた時を備え、一定の金額を積立（留保金）するように関連制度を新設（2019年4月～） ・各補償金の受領団体別未分配補償金の改善方策の打ち出しおよび四半期別の実績報告（2019年6月～） 	進行中
「問題 8」 特許出願および特許検索システムと連携した特許取引のプラットフォームの構築方向		
<ul style="list-style-type: none"> ・特許検索システムに特許取引プラットフォームの機能を付加および権利変更手続きの処理 ・特許分析評価システムと連動し、特許評価分析情報を提供 	<p>「文体部」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン知的財産取引情報システム（IP-Market）の運営 -知的財産取引を希望する権利者が潜在的需要者を能動的に発掘できるように IP-Market に特許分析評価システム（SMART3）の類似特許情報を連動 ・特許取引に必要な相談、需要および供給者のマッチング、取引仲介/交渉/契約などを専門的に支援（特許取引専門官、17名） 	完了
「問題 9」 ブロックチェーンの IP 活用性と実態把握に基づく政策的な対応方向		
<ul style="list-style-type: none"> ・ブロックチェーン基盤の著作権保護サービスの事例研究、ブロックチェーン基盤のコンテンツ著作権管理可能性の検討など 	<p>「文体部」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロックチェーン基盤の著作権保護および流通技術の研究（韓国文化コンテンツ技術学会） <p>*実用可能なブロックチェーンモデルの導出および今後の事業化ロードマップの提示が不十分、ブロックチェーンの適用のための既存システムとの部分連携</p>	完了

	可能性の検討が必要	
<ul style="list-style-type: none"> ブロックチェーン技術を活用した IP 創出-保護-活用領域の政策樹立を検討 	<p>「特許庁」</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業財産権は権利自体の取引（ライセンス）において、偽造や変造などのリスクが大きくないため、特許登録原簿で権利変動事項の確認が可能であるため、ブロックチェーンの技術が不要 -産業財産権の適用商品の偽造や変造は一部製品群で可能ではあるが、商品にブロックチェーンを適用するとしても購買者は偽造や変造された商標を信頼し、取引する可能性がある。 -産業財産権の適用商品の保護は、商標の偽造・変造問題と同じく、該当製造企業が研究すべき課題である。 	推進 不要
「問題 10」 創造的 R&D イノベーションのための R&D ビックデータの活用と知的財産化の方向		
<ul style="list-style-type: none"> 国家 R&D および調査および分析の委託過程で生産されるデータを収集および管理するプラットフォームの構築 	<p>「科技情通部」</p> <ul style="list-style-type: none"> 国家研究データプラットフォームの開発およびテスト運営（2019年12月） -国内外の研究データの収集および連携 *国内：巨大顕微鏡観測（KISTI-GSDC）、人体映像および生物（KISTI-データ本部）、地質調査結果（地質研）、分野別の参照標準（標準研）、人口知能（NIA）など 821 セット *海外：EU（OpneAIRE）、オーストラリア（ARDC）、日本（NII）など約 181 万セット ・データ管理計画（DMP）の導入 *Data Management Plan：研究データの 	完了

	<p>生産、保存、管理および共同活用などに関する管理計画</p> <ul style="list-style-type: none">- 「国家研究開発事業の管理などに関する規定」改正（2019年3月）- バイオおよびナノ・素材分野（8の事業）、SW分野（2の課題）にテストを適用	
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--